

JICA 環境社会配慮ガイドライン第3回フォローアップ委員会

日時 平成16年2月18日(水)

午前10時開会 JICA 東京国際センター 講堂

出席委員 (敬称省略)

議長/委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
ビューロー/委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	松本 悟	メコンウォッチ
委員	松本 郁子	FoE ジャパン
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	作本 直行	アジア経済研究所開発研究センター次長・ 法制度研究グループ長
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	氏家 寿之	海外コンサルティング企業協会環境部会代表
ビューロー/委員	片山 徹	海外環境協力センター専務理事
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	独立行政法人国際協力機構国際協力専門員
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・評価部
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構企画・評価部 環境女性課
ビューロー	鈴木有津子	独立行政法人国際協力機構企画・評価部 環境女性課長

欠席委員

委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	山崎 信介	農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
ビューロー/委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	沼田 幹夫	外務省経済協力局技術協力課長
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター

○ 事務局 鈴木有津子 (以下 鈴木) 今日の議事は二つございまして、一つはビューロー

ーによる打ち合わせ会議の報告、もう一つはパブリックコメントの結果の報告と JICA 案の協議ということです。

まず、ビューロー打ち合わせの報告を私から簡単にさせていただきます。2月6日で、パブリックコメント、パブリックコンサルテーションが一応終了しまして、この結果を概要としてビューローのほうで確認いたしました。

後で具体的にお話しいたしますが、214 件のコメントを得まして、人権や情報公開、緊急措置といったところに関心が高いということが分かりました。そして、外国からは、まだ、一部ばらばらとコメントが出ているような状況で、一般的に海外のかたもガイドラインについての理解は示しましたが、やはり先方の法律等の遵守など、諸条件があるということが何となくそのコメントから分かったということをお話しいたしました。

2 番目ですが、その意見について、事務局のほうでまとめてみました。左側に頂いた意見、右側はコメントという形でまとめました。意見をいっていらっしゃる中には、単にこうすべきといった形のものもかなり多く、一方で理由等をかなり付されたかたもある、このまとめ方については、ビューローの中でも工夫が必要なのではないかというような話をいたしました。先ほど申し上げた人権、緊急措置、ステークホルダーについて情報公開という意見が多かったものですから、今日の議論の焦点になるのではないかという話もいたしました。

そして、本日の進め方については、始めにパブリックコメントの報告について、20 分ほど事務局からしまして、その後質疑応答、そして、JICA 案をどのように修正するかというようなことをご提示し、その説明が 10～15 分、その後に皆さんとまた質疑応答をいたします。今回、最後に、審査諮問機関のこと等で JICA の中で検討している状況についてご報告申し上げる、大体このような話をいたしました。

質問はございますか、特にないようでしたら、本題に入っていきたいと思います。原科先生、よろしくお願いします。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** おはようございます。朝早くからご苦労さまです。JICA の皆さん、随分大変だったと思いますが、2 か月強にわたってパブリックコメントを受け付けまして、パブリックコンサルテーションフォーラムを 5 回開催されました。現地事務所でも現地の担当者のかたがいろいろご説明してご意見を頂いたり、いろいろな方法でできるだけ努力をしていただきまして、その結果、大変たくさんの意見を頂きました。今のご報告のとおりでございまして、なんと 214 件という大変な量で、整理が大変だったと思いますが、このように整理していただきましたので、事前に目を通すこともできました。どうもありがとうございました。

それでは、早速議論に入りたいと思います。まず、パブリックコメントについてのご説明を 20 分程度で簡単をお願いいたします。

- **事務局 上條哲也（以下 上條）** 環境女性課の上條です。では、お手元の資料に基づ

きましてどういうコメントがあったか、それに対して JICA はどのように考えたかというあたりを説明させていただきます。

それでは、資料の FC. 3-2 を見ていただきまして、各ガイドラインのどの部分に対するコメントが出たのか、数を押さえました。多いところをいいますと、全体で 12 件ありまして、表現をもう少し工夫したほうがいい、パブリックコンサルテーションのやり方をもう少し改善したほうがいい、こういったご意見が多かったです。

「理念」のところでは、既存のドキュメントの言及のしかた、人権宣言の言葉の使い方、そしてアジェンダ 21 の言及のしかたでも、そういうものの遵守を前提にすべきであるというご意見や、また、「ステークホルダーで責任を持った発言」という箇所では、表現として「責任を持った発言」はちょっときついのではないか、このようなご意見がありました。

「定義」も 21 件のコメントがありまして、基本方針で 14 件、定義の中では、ステークホルダーに関する表現についてや、人権のところではいろいろなグループを例示したほうがいいといったご意見がやはり多かったです。1.4 の「基本方針」でも、情報公開やステークホルダーとの協議というところで、「責任を持った発言」という表現は訂正したほうがいい、また、情報公開のところでは、相手国の協力に基づいて情報公開するというのが JICA 案なのですが、別に相手国の協力を求めなくても情報公開をもっと積極的に行えばいいのではないかというご意見がある一方、やはり相手国にまず情報公開してもらうのが基本であり、その働きかけをするのが JICA の役割だと、そういう二つのご意見がありました。それから、言語の扱いで、公用語だけではないだろうというご意見もありました。

1.8 の「緊急時の措置」も、数は 5 件なのですが、「紛争後の復旧」というのが入っております。緊急時の措置としては好ましくないのではないか、それはもう少し丁寧に行うべきで、緊急時の措置として扱うのは適当でないのではないかと、そういうご意見がありました。

第 2 章のほうに行きますと、ここでもやはり「情報の公開」と「ステークホルダーとの協議」というところへのコメントの数が非常に多く、内容的には、JICA はもっと積極的に情報公開すべきだというものと、相手国の了解もやはり必要なのではないか、それを相手国にしてもらうことが主眼であり、それを支援することが JICA の役割ではないのか、このようなご意見がありました。

その後の 2.2 「ステークホルダーとの協議」のところでは、やはりここも「責任を持った発言」というところ、「ステークホルダーは、責任を持った発言を強く求められる」という案文にしていたのですが、「責任を持った発言」は削除したほうがいい、言い換えたほうがいい、もっと別の言葉にしたほうがいいのではないか、また、「責任を持った発言」という言い方では発言ができなくなってしまうかたも多いのではないかと、こういうご意見が多かったです。

2.7「社会環境と人権への配慮」、ここで多かったのは、人権に関する表現、紛争国や紛争地域の扱いで、「平和」や「紛争」という言葉をきちんと入れたほうがいいというご意見がありましたし、「特別な配慮が求められる」というところでは、もう少し例示をしたほうがいいのではないかとのご意見がありました。当初の案では「国際的な人権基準」という言い方をしていたのですが、その範囲が、条約だけではなく、国連や地域機構が作った宣言なども入る、そうすると、このガイドラインにある国際人権基準とはどこまでの範囲を指すのか、そういうご質問もありました。あとは「尊重する」という言い方も、具体的にどういうことをするのか、ある国、ある地域で国際的な人権基準に基づいて何か問題があるという指摘があった場合、そこで JICA はどういう判断を示すのか、そのような人権上の判断を JICA が示すのか、こういうご意見もありました。

ですから、この 2.7 のところでは、平和、紛争の扱い、人権基準の尊重というところの表現、あとは実際に何ができるのかというご質問、人権の尊重といっても、では JICA は実際に何をやるのか、どういう方法でそれを尊重するというのかというご質問が多く、それはパブリックコンサルテーションでも、メールで頂いたコメントにもありました。

2.10「ガイドラインの適用と見直し」、ここで多かったのは、JICA の実施体制をどのようにするのか、異議申立を早く作れ、早く整備しろというご意見、異議申立も透明性を確保した方法で議論するべきだというご意見、あとは審査諮問機関の体制についてきちんとやってほしい、委員も、皆さんが納得するようなかたを選ぶようにしてほしい、そういったご意見もありました。

3章の手続きのほうに行きますと、多かったのが開発調査のところと詳細設計調査のところです。特に詳細設計のところは、事業の実施段階に移るところですので、情報公開も慎重な対応が必要なのではないか、JICA だけで判断してしまって詳細設計段階の情報を出してしまうのはちょっと乱暴なのではないか、こういったご意見がありました。

開発調査のほうでは、私どもの判断ではあまり大きな意見はなかったとは思いますが。今のところ、事前調査の段階で「協議」という言葉は使っておらず、「意見の聞き取り」という言い方をしているのですが、事前調査の段階でもステークホルダーと協議をしたほうがいい、あるいは「戦略的環境アセスメント」をもう少し強めの表現にしたほうがいい、このような意見が多かったです。

詳細設計のところでは、「入札に影響を及ぼさない範囲で」報告書を出すという言い方を案文ではしておきまして、協議の場でも、ご質問もあって、ちょっと誤解もあったのかなと思うのですが、JICA は、入札の済んだものの詳細報告書は公開しています。ただ、そのことをご存知なかったということもあったとは思いますが、「入札に影響を及ぼさない範囲で」を削除するのが適当であるというご意見もありました。

あとは別紙のほうに移りますと、別紙 2、セクターや特性の例示があるところで、ご意見が幾つかありました。セクターに宇宙開発や漁業を加えたほうがいいというご意見、特性では、そのかたの判断する特性だとは思いますが、その特性を新たに加えたほう

がいいというご意見、あと、前後しますが、カテゴリ分類のところでもコメントがありました。この表現ではよく分からないのでもう少し具体的に書けないのか、ただ、なかなか具体的に書くのは難しいと私どもは判断しているのですが、そういうご意見もありました。あとは、全体にもかかわってくるのですが、これから情報の公開やステークホルダーとの協議を行いますので時間がかかるでしょうし、人員も必要でしょう、そのとき、人員増や期間が長くなることへの対処を JICA はきちんと行ってほしい、こういうご意見もありました。これが FC. 3-2 での大きな意見になります。

次に、FC. 3-3 で、各部分でどのような意見があったのか、これも簡単にご説明します。先ほどの繰り返しになるところもありますが、1 番から 11 番は全体についてのコメントです。5 番、6 番は、分かりにくい表現があるのでもう少し丁寧に書いてほしい、パブリックコンサルテーションですと、1 番、7 番、8 番で、もう少し工夫したほうがいいのかというご意見でした。

序論は 12～15 番まででして、いろいろな説明をもう少し加えたほうがいい、JICA の説明を加えたほうがいいのかというご意見もありました。

理念は 16 番～26 番まででして、アジェンダ 21 の言及のことが 16 番、世界人権宣言の言及のところが 17 番、ODA 大綱のことが 18～19 番、それから、23～26 番のところが「責任を持った発言」という言い方に関するご意見でした。

定義は 29～49 番までですが、ここもやはり社会的弱者といわれるかたに関する表現についてのご意見が多かったです。あとは 37～42 番、このあたりがステークホルダーのかたに対する記載のしかたについてのご意見です。

1.4「基本方針」は、50～63 番までで、ここもやはりステークホルダーのこと、あとは情報公開のことです。

緊急時の措置のところを簡単にご説明しますと、72～76 番では「紛争後の復旧・復興」という言葉を入れるのは不適切ではないかというご意見があり、75 番では「紛争後の復旧・復興」という言葉があると、緊急という名の下にいろいろ必要な配慮がなされないのではないかというご心配もありました。76 番も紛争、平和という関係です。

大きな意見は以上です。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** どうもありがとうございました。かなり詳細な整理になっていますが、頂いたご意見は原文のままですか。
- **上條** 原文はすごく長かったりしましたので、私どもで整理しました。いちばん重要と思われるところを抜き書きしました。
- **原科議長** はい。それでは、今のご説明に関してご質問、あるいはご意見等ございますでしょうか。では、松本郁子委員。
- **松本郁子委員** 例えば、序論から順番にコメントさせていただくのがいいのか、どんな形で。

- **原科議長** では、少し説明いたします。今日の進め方は、議題の1番はビューローによる打ち合わせの報告、そして2番はパブリックコメントの結果の報告と JICA 案の協議、ビューローによる打ち合わせの報告はほんの数分で、2時間50分以上はこの2番目になります。2番目は長いので、細分化して説明しますと、今、頂いたパブリックコメントに対する質疑をまずお願いして、その後、今度は JICA 案の修正案について説明いただいて、それに対する質疑という形で進めてまいります。

もちろん JICA 案をどうしていくか、それは詳細に見なければいけないので、こちらに時間をより使いたいと思います。ですから、修正案については簡単にご説明いただいて、2時間ぐらい議論したいと思っています。

今、パブリックコメントの整理のしかたに関して簡単な質問があればと思います。何かございますでしょうか。松本悟委員、どうぞ。

- **松本悟委員** 最後の英語の話を、うちのスタッフからも出していまして、彼女はネイティブですけど、ちょっとこの英語では意見を出せないのではないかというのが彼女の意見なのです。海外からのコメントの集まり状況も考えると、やや英語の内容に問題があったような指摘をしていましたので、この場で英語のことについて議論する時間はないと思いますので、そのあたりについては別途、JICA のほうで英語の対応については具体的に考えていただきたいと思います。
- **原科議長** 英語といいますと、英語で公表したものはこのドラフトと、提言も英文にしていますよね。意見を出すときは、一つは提言を見ながら比較してチェックするようなことになると思います。そういう意味で、両方の文章が少し適切でないという意味ですか。
- **松本悟委員** 文法上の誤りがけっこうあってですね。
- **原科議長** 誤解する、うまく理解できない。
- **松本悟委員** どのように取ればいいのか分からない部分があるということで、うちのスタッフも一つ一つチェックをし始めたのですが、膨大な作業になりますので、JICA でもネイティブの人にプルーフリーディングしてもらっているとは思っていますが、もう少しちゃんとやったほうがいいのではないかと。
- **原科議長** それはドラフトと、提言文、両方ですか。
- **松本悟委員** 彼女が見たのは、ドラフトのほうです。
- **原科議長** 事務局、どうですか。
- **上條** ホームページに出た英文はうちの課のほうで中心的にしたのですが、時間もなかったのもので。そこで英語のご指摘というのを頂いたものですから、もちろん成文したときにはネイティブの人に見てもらって、冠詞の付け方がどうだとか、実際の英語の表現で「配慮」という言い方が今の案だとよくないというような意見も頂いたので、この辺を参考にしてガイドラインを仕上げるときにはちゃんとしたいと思っています。
- **原科議長** よろしいですか。やはり英語はきちんとしてもらって、食い違いが生じたら

何にもなりませんから、しっかり対応していただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。フロアからどうぞ、お名前をお願いいたします。

- **自然環境研究センター 白井氏** 自然環境研究センターの白井でございます。途上国政府からの意見とその対応というところでお話ししてもよろしいですか。FC. 3-4 です。中華人民共和国からのコメントの概要で、「環境影響評価に多大な予算と労力が投入される結果」うんぬん、それに対する回答で、「早い段階で配慮を行うことで、結果として、事業の工期が短縮されることが一般的です」とあります。やはり JICA がかかわっている段階では、中華人民共和国のコメントどおり、多大な予算と労力が投入されると思います。この段階でかなり時間がかかるので、中華人民共和国のほうには、JICA がかかわっている段階ではやはり時間がかかります。しかし、全体としては短くなる可能性が高いというふうに説明しないと、JICA がかかわっている段階で、やはり時間がかかってだめじゃないかといわれる可能性があると思います。そこは丁寧に説明したほうが良いと思います。
- **原科議長** いかがでしょうか。
- **上條** ここに書いてある趣旨は、今、白井さんがおっしゃったことそのものなので、表現ぶりに気をつけます。
- **原科議長** 全体としては短縮ということですね。環境配慮にはしかるべき時間と費用を確保いただくということです。ほかにございますでしょうか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 先ほどパブリックコメントの内容をご紹介いただきまして、その中で、字句にかかわること、定義に関すること、いろいろ出たかと思います。特に情報公開につきまして、考え方、原則をどちらに置くかということはやはり出されたのではないかと思うのです。それぞれのコメントにそれぞれの立場がありますので、日本側の判断だけで行うのか、あるいは相手方政府の立場で行うのか、あるいはその中間形態を執るのか、その辺の原則的なところをやはり整理したうえで対応することが大事ではないかと思います。
- **原科議長** これは、基本的にそういうことでやっておられるのですね。
- **上條** はい。情報公開のスタンスとしましては、別紙の1で、相手側に求める要件ということも書いてありますので、それを相手側がやってくれるようにまず働きかける、もちろん、協議したうえで相手が納得してくださらないものをそのまま JICA が許可も取らずに出してしまうということは現実的にありえないと思うのですが、働きかけて、そこで了解を頂ければ……。ですから、了解を求めるようにするということが基本的スタンスだと思います。

ただ、相手側が出せないという情報が、その国では出せないのかもしれませんが、出さないことは適切ではないと JICA が判断した場合、その案件をやる限りは、働きかけを続けるだろうと思います。了解を頂ければ、相手側が納得したうえで JICA も公開するという考え方だと思います。

- **原科議長** 私の理解では、日本国内では情報公開しますね、これはもう了解事項だと思えます。それから、相手国に関しては、おっしゃったように相手国の問題があり、相手国の事情によって対応するというので、それはいろいろ段階がありますから、できるだけ情報公開をしていただきたいということをお願いする、そういう姿勢で、でも、相手国の主権は尊重したいということだと思えます。どうぞ、松本悟委員。
- **松本悟委員** 今の点ですが、私が確認したいのは、我々のベースは提言、つまり、このフォローアップ委員会のもとになった改定委員会の提言であって、提言の32ページには、JICAの環境社会配慮支援確認にかかわる情報公開、ステークホルダーの参加ということがあります。JICA案はこの表題を取っており、対象プロジェクトの話なのか、協力事業の話なのかよく分からなくなっているの、こういうコメントにいろいろ修正を加えて、後で修正の案文のところできっちり議論しますが、提言の中では、飽くまで協力事業、つまり環境社会配慮調査についてはJICAが責任を持って情報公開をするという確認ができていないはずであって、これを改めて蒸し返すのはいかがなものかと、基本的な線としては思っていますので、今の上條さんの意見では、私はちょっと納得がいきません。
- **原科議長** 提言の文章を確認しましょう。
- **松本悟委員** 32ページです。
- **原科議長** 読み上げてくれますか。
- **松本悟委員** 長いのです。繰り返しになりますけれども、対象プロジェクトの情報公開については相手国政府としっかり協議して働きかけましょうということですが、協力事業については、相手国政府に働きかけるなど、そういう文言ではなく、JICAとして責任を持って情報公開をするというふうに提言は一貫して書いていますので。長いので、読み上げませんが。
- **上條** 協力事業についてはもちろんJICAが出すわけですが、最初の、例えば事前調査の段階でJICAはそうしますよと、その了解は取っておく必要があると思うのです。例えば、各段階の主要なレポートを、JICA自ら出します、情報公開します、その了解は取っておく必要があると思います。それは相手の了解を取らないでということではなく、もし向こうが了解できないということであれば、その協力事業は実施できないという判断はあるとは思いますが、JICA自らが協力事業についての情報を出しますということは了解を取る必要があると思います。
- **松本悟委員** 作本委員の質問に対する基本的な考えとしては、対象プロジェクトについては支援を行う、相手国政府に促すという姿勢である。一方、協力事業については、基本的にはJICAが責任を持って公開する、しかし、我々の提言の基本的考え方にはこのように書いてあるわけです。JICAは「協力事業の初期の段階において上記情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて相手国政府と協議し合意」、すなわち、公開するかしないかではなく、公開をどのように行ったら適切なのかということについては協議し合意しましょうということがここに書かれているわけで、この線は基本的な

線として JICA が考えていると理解してよろしいかと。

- **上條** ですから、何か協力事業を行って、そのときに情報公開しないということはないということです。カテゴリ A や B になった場合ですね、情報公開するわけで、すると情報公開するということについて相手側の了解をもらうということです。ですから、相手側が了解しないからといって、各主要な段階のレポートを出さないなど、そういうことではない。ですから、事前の段階で了解はもらうということです。
- **原科議長** 今の回答でよろしいですか。
- **松本悟委員** 基本的な考え方は変わらないということが分かったので、そうすると、この修正案にはいろいろ意見があるので、そこでまた。
- **原科議長** では、後半で議論しましょう。よろしいですか。
- **松本郁子委員** 私も同じです。
- **原科議長** ほかにございますでしょうか。よろしいですか。では、パブリックコメント、名古屋におけるパブリックコンサルテーションの論点、この点もよろしいですか。
- **西井委員** 名古屋でもパブリックコンサルテーションを開いていただきましてありがとうございました。そのときの議事録がまだ公開されていけませんので、一応こういうことが議論になったということで、報告という意味でまとめてみましたので、参考までにお願いたします。そこでの議論あるいは提案というのは、FC. 3-3 の中に入っていると理解していますので、またそこで意見等を言いたいと思います。
- **原科議長** どうもありがとうございました。では、パブリックコメントに関する一連の情報提供を頂きまして、中身の確認はこの段階で終わったということで、次に、ガイドラインの修正案についてご説明をお願いしたいと思います。
- **上條** それでは、お手元の FC. 3-6 をごらんください。特に修正した箇所を中心にご説明させていただきます。
- **原科議長** これは全部を一度に検討すると長いから、どこかで切りますか。
- **上條** 修正した箇所はそんなにたくさんではないので、そこだけ簡単にご説明します。

まず、4 ページを見ていただきまして、序論で JICA の説明を書いたほうがいいのではないかとご指摘がありましたので、1 行めに付け加えました。次に、改定委員会を開いたという説明があります。公開性の高い方法で行ったこと、資料や議事録を公開したということも書いておいたほうがいいのではないかと長い文章を頂いたのですが、そこまで書かなくてもいいのではないかとお思いまして、「公開性の高い方法で」という言葉を足しました。その 2 行後に「2004 年 1 月」とありますが、2 月 6 日まで行いましたので、ここは「2 月」に修正させていただきます。序論は以上です。

次に、基本的事項の理念です。ODA 大綱の中で環境面、社会面に対する配慮ということが書いてある部分がありまして、当初案ではそこはかなりまとめて書いたのですが、センテンスをそのまま引用した形にしました。ご指摘では、ジェンダーのことも書いたほうがいいというものもあったのですが、ここではやはり環境面、社会面に対する配慮と

いうことに焦点を当てた引用にしたほうが適切だと思いましたので、環境面、社会面に対する配慮の文章だけをここにまた引用することにしました。

あとは6ページ、「責任を持った発言が強く求められる」というところが4か所ぐらいにあるのですが、頂いたいろいろなご指摘の中で、これなら、関係するかた、相手国政府も含め、納得いただけるのではないかと、市民社会のかたもこういう表現ぶりならいいのではないかと判断し、「合意形成に向け協議の円滑な運営に最大限の協力が求められる」としました。これは頂いたコメントを使った修正にしています。

1.3の4番、「『環境社会配慮調査』とは」というところ、特にコメントは頂いていないのですが、読み直してみて、やはり分かりづらいなと思ひまして、簡潔な表現に変えました。趣旨は特に変えていないと思いますが、変えたほうがかえって分かりやすいのではないかと考えています。7番は、「通じて」が分かりづらいという意見がありましたので、そこを見直して「行い」としました。

7ページ、10番、ステークホルダーの定義のしかたについてのご意見がいろいろありましたので、「事業対象地」だけではない、「影響を受ける土地」だというご指摘もあり、そのとおりだと思ひましたのでその言葉を足しました。また、2行めに「現地で活動している NGO」という言い方があるのですが、これも、現地だけではないから抜いたほうがいいというご指摘を、メールでもパブリックコンサルテーションの場でも頂きました。ただし、私どもとしては、もちろんご意見はどなたからでも頂くわけですが、ステークホルダーはやはり現地で協議するときに出ていただけるかたということにしていますので、「現地で活動している」という言葉は省略せず、残しています。また、「市民社会」「産業団体」も当然入るといふご指摘もありましたので、それを踏まえて言葉を足しました。

18番と19番は、「連携D/D」「基本設計調査」という言葉がよく分からないというご指摘がありましたので、その定義、説明を加えました。

1.4も、「を通じて」ということがよく分からないということでしたので、「によって」に変えました。

8ページ、重要事項5のステークホルダーの参加、やはりこのところは意見が多く、定義のところと同じような考え方なのですが、ご指摘を踏まえて修正しました。「環境社会配慮の実施に向けた適切な合意の形成のために」、目的はやはり環境社会配慮の実施だろう、そのために適切な合意が必要だということですので、「に向けた」に変えました。

「事業の影響を受ける土地に」「市民社会、関係する産業団体」というのは先ほどと同じ趣旨です。

こども、JICAは相手側に働きかける、支援をするという趣旨で、ステークホルダーの意見を反映するようにしてもらふ主体は相手国政府だといふご指摘もありましたので、JICAがステークホルダーの協議を主体者として行ふのではないということを確認したいといふことで、「相手国政府に働きかける」といふ言葉を足しました。「責任を持つ

た発言を強く」というところは、先ほどと同じ趣旨で訂正しています。

情報公開のところも、情報公開の主体者は相手側というのが第一義ですので、相手側にまずやってもらう、それで相手側の理解を得たうえで JICA 自らも情報公開する、「働きかける」というところを加えました。以上が 8 ページです。

9 ページは特に修正はしてありません。

10 ページでは、1.8「緊急時の措置」、ここもご指摘があったところで、紛争後の復旧・復興を理由に緊急時の措置という扱いをするのは適切ではないのではないかというご意見があり、それを踏まえてどう直すかを考えたのですが、やはり緊急性が高いものである、復興まで入れると紛争後しばらく時間がたちますので、それは緊急時の扱いではないと判断し、「復興」を取って「自然災害の復旧や紛争後の復旧」としました。これは、緊急性が高くてガイドラインの手続きができないことが明らかな場合であって、紛争後の復旧という理由だけで緊急時の措置をするわけではないということをご理解いただけるように修正しました。

また、以前は方針や計画を審査諮問機関に諮問するということがあったのですが、早期の段階でカテゴリ分類は行う、緊急の理由を明確にする、あとは実施する手続き、これは、ガイドラインをフルに実施することはできないということなのです。しかし、すべて実施しないわけではありませんので、実際に実施する手続きを諮問する、あとは、審査諮問機関の検討結果だけではなく、協力事業の緊急時の措置として行った事業が終わった後の結果も情報公開する。ですから、私どもとしましては非常に慎重に扱う、例外的な措置だ、すべてを緊急時の措置として扱うわけではないということをご理解いただけるように修正しました。

「普及」のところは、もう少し言葉をいろいろ足したほうがいいのではないかとご指摘がありましたので、当然、行うことではあるのですが、「ガイドラインのホームページへの掲載」という言葉を足しました。以上が第 1 章です。

次に、第 2 章ですが、2.1「情報の公開」、JICA 自ら相手国を差し置いて情報公開することではない、相手国にまず行ってもらうことが第一義で、相手側が JICA の姿勢を理解して了解していただければ JICA も自ら情報公開する。必要な場合は、相手国政府を支援する、それが JICA の立場だということを 1 番と 2 番で明確にしています。

2 番で、「関連する法律を踏まえ」という言葉を足したのですが、当然、独立行政法人の情報の公開に関する法律もありますので、これは情報公開しないというわけではなく、そこで示されているものはちゃんと情報公開しますという趣旨です。7 番も同じような趣旨で、相手国側に働きかけるのだということをご理解いただけるように修正しました。JICA が自分だけで情報公開してしまうわけではない、相手側にまず働きかけるのだということです。8 番、閲覧に供するものは最終報告書を考えています。9 番も、情報公開を行うよう働きかけるということで、相手側の地域の人々が理解できる様式で資料を作るということは相手側の責任になると思いますので、もちろん JICA はそこで支援をするのですが、相手側に

働きかける、相手側を差し置いて JICA 自ら行ってしまうわけではないということを明確にしたつもりです。

2.2「ステークホルダーとの協議」では「環境社会配慮の実施に向けた適切な合意形成に資するため」、ここも、協議は「相手国政府が主体的に行う」、情報公開と同じ書き方なのですが、「JICA は協力事業によって相手国政府を支援する」となります。2 番も「責任を持った発言」というところだったのですが、「参加するステークホルダーは、合意形成に向け協議の円滑な運営に最大限の協力が求められる」、前の部分と同じ表現にしています。あとは、やはり相手側に働きかけるということを明確にした修文が 3 番と 4 番で、5 番も「働きかける」、必要な場合は支援するという趣旨です。

12 ページでは、環境社会配慮の項目に「地球温暖化」を入れるべきだと。これは、当然温室効果ガスということは考えていましたので、「地球温暖化」という言葉を足しました。

2.4、審査諮問機関の関与する範囲は協力事業の終了までだということを明確にしたほうがいいというコメントがありましたので、そのように「協力事業の終了まで」という言葉を足しました。

カテゴリ分類、2-6「参照する法令と基準」では特に修正はありません。

2.7「社会環境と人権への配慮」、ここはいろいろなご意見があったところで、1 番、「特別な配慮」というのはどういうことなのか例示したほうがいいということで、提言の中では、匿名性の確保、通訳を JICA 自ら雇うといった具体的な項目があったのですが、やはりちょっと包括的に表現したほうがいいかなと思ひまして、以上のようなことも踏まえて「慎重に情報公開やステークホルダーとの協議を進めるなど特別な配慮が求められる」としました。

2 番、国際人権規約をはじめとする国際的な人権基準を尊重するという言い方を当初はしており、提言に頂いた文章をそのまま使っていたのですが、ここもいろいろなご指摘がありました。国際的な人権規約、人権基準という言い方をすると、非常に法的拘束力のあるもの、条約も入るわけで、条約を尊重するという言い方を JICA 自らできるのか。当然尊重しないわけではないとは思いますが、尊重するという言い方をすれば、条約違反があったかどうか JICA がちゃんとウォッチしろなどということになり、そこまでやる立場でもないと思ひますし、また、そこまでやれるものでもないと思ひます。もちろん、配慮はするのですが、尊重するといっても一体何を行うのだという質問も多く受けましたので、実際に JICA がやることを踏まえた表現にしました。「JICA は、協力事業の実施に当たり、社会的弱者を含む多様な人々の人権に配慮する。国別報告書や人権関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い、人権の状況の把握に努める」、二つめの文章のことは JICA が実際に行うことができることだと思ひます。当初も、文書になっているような情報は入手するとともに、事業自体を情報公開していろいろなかたの指摘を受けながら人権の状況の把握に努める、もし何か問題があるというご指摘が

あれば対処したいと思っています。

2.8「JICAの意思決定」や、2.9、2.10では特に修正はありません。

次に第3章の手続きです。「要請確認段階」の4番、特にご指摘はなかったのですが、ウェブサイト上で情報公開することを考えていますので、「ウェブサイト上で」という言葉を足しました。

17ページ、相手側に情報公開やステークホルダーとの協議を働きかけるということをご第2章で修正しましたので、それに関連した部分を「働きかける」とここでも修正したということと、あとは、もう少し分かりやすくしたいということで、3.2.3の2は、当初は「協議を行う」までだったのですが、「協議を行い、スコーピング案を作成する」というところまで言葉を足しました。あとは、「働きかける」という言葉を足したということです。5番、6番、7番も同様に修文してあります。

18ページは、趣旨は17ページと同じなのですが、3.3.3.1の2番、3番は、前のマスタープランのところと同じような趣旨で修文してあります。19ページの6番、7番も、ステークホルダーや情報公開を相手側に働きかけるという趣旨ですので、そのように修正してあります。カテゴリBの調査のところも同じような趣旨でして、この8番も「働きかける」としてあります。

詳細設計のところもご指摘が多く、ここも、詳細設計、プロジェクトであれば実施段階に入っているということなのですが、もちろん、JBICのガイドラインでまずは適用されて、そこで適切な確認行為がなされて審査が済んだものが連携D/DとしてJICAのほうに調査の指示が来るということで、その場合、JBICのガイドラインで適切な配慮がもうなされているという前提なのですが、当初のJBICの確認内容と違うものが新たな影響を及ぼすとか、その影響が非常に大規模であるなど、そういうことが分かった場合、JBICに情報を提供して対応を求めると。その提供した情報は公開するつもりなのですが、この段階では、個人名が入っているなど、非常にデリケートなものもいろいろ含まれているだろうと想定しましたので、「相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上」という言葉を加えました。

同じような趣旨で、3.4.1.3の本格調査段階も、情報を公開するということは、個人情報などもあることを想定し、「相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上」を足しました。まずは聴取してから公開する。ただ、公開すべきものは公開するということは変わらないわけですが。

21ページ、連携D/D以外のD/Dも、なぜJBICガイドラインをここで参考にするのかというご指摘もありましたので、その理由として、「連携D/Dと同様な審査プロセスが必要なため」という言葉を足しました。情報の公開に関するところは連携D/Dと同じ表現にして、「相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上」という言葉を加えました。22ページの上から三つめのパラグラフも同じ趣旨です。真ん中の5番も同じ趣旨です。

22～23ページ、無償資金協力のための事前の調査は、特に修正はありません。23ペー

ジの下から 26 ページの上までである、技術協力プロジェクト、3.6.3 のモニタリングも特に修正はありません。

3.7 のフォローアップでは、フォローアップをするのがどこの段階なのかというご質問もありました。JICA が想定しているのは、JICA がいろいろな調査を行って計画を作成した後、事業の本体が事業段階に行くまでの間空白が生じてしまうということなので、その空白部分をいろいろ確認するというを明確にするため、「審査前の段階で」という言葉を足しました。2 番は「環境影響評価」が抜けているというご指摘があり、そのとおりですので足しました。3 番では、「事業化」という言葉だったのですが、それだと、例えば JICA が調査して 10 年後ということになってしまうと思いますので、それではちょっと時間が空きすぎるだろうと思い、「協力事業の終了後」に修正しました。

あとは別紙ですが、26 ページの別紙 1、先ほど「地球温暖化」を足したと言いましたが、対象範囲の 1 番でも「地球温暖化」を加えました。27～28 ページは特に修正はありません。

29 ページの別紙 2 は、「漁業」をセクターに加えたほうが良いというご指摘がありましたので、「水産業」という言葉を入れました。30 ページの国立公園のところ、もう指定されている場合はそうなのですが、今後指定される予定のある地域も含めたほうが良いというご指摘があり、「それに準じる地域」という言葉を足しました。

別紙 3 のスクリーニング様式では、使い勝手をよくしたほうが良いのではないかとご指摘を JICA 内部で議論しまして、新たな項目を足したりはしていませんが、記述する部分を加えたりして、これはすべて修正モードになっていますが、ちょっと構成を変えたという趣旨です。ただ、1 点だけご指摘に伴って変えたところは、36 ページ、社会的弱者のかたの言葉を足したほうが良いのではないかとコメントがあったのですが、書きだすと切りがなくなるので、「その他」を加えました。

38～39 ページの別紙 4 は特に変更してありません。修正した部分は以上です。

- **原科議長** どうもありがとうございました。

それでは、頂いたコメントも参照しながら、順にまいりたいと思います。まず、序論のところの修正に関してご意見はございますでしょうか。「序論」ではなく「序」でいいのではないかとと思うのですが、「序論」というと学術論文みたいだから「序」にしましょうか。ほかにありますか、作本委員、どうぞ。

- **作本委員** JICA と国際協力機構、二つの名称が表紙で使われていますが、出だしてこれが同一であるということを入れておく必要があるかと思えます。頭のほうに「国際協力機構 (JICA)」とするか。

- **原科議長** 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」というのが短くていいですね、下の「独立行政法人 国際協力機構」のところに括弧して JICA と入れますか。タイトルは「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という表現でもいいかもしれません。おっしゃるとおりですね。作本委員、いかがですか。

- **作本委員** どちらでも。
- **上條** 統一したことを工夫させていただきます。
- **原科議長** そうですね。それでは、序論でほかにございますでしょうか。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 序論だけではなく、理念との絡みで、理念的なことの焦点が、前置きが長くなっており、むしろ背景的なことが理念の中に入ってしまった、理念として言うべきことが強調されないような感じになっています。うまく序の中に理念の部分的な説明、背景的なこと、それに至ることを整理したほうが読者にとって理解しやすい、理念の中にある背景的な流れも入れて序として、次に理念という形で、ODA 大綱からすぐすんなり入っていくという形はいかがなものでしょうか。
- **原科議長** 今のご意見いかがでしょうか。それは、理念の書き方も変えるということになりますか。
- **吉田委員** 中身は同じなのですが、配置ですね。
- **原科議長** 書き方というか、理念のある部分が前へ出てくる。
- **吉田委員** そういうことです。理念の始めのほうは背景的なことで、しかも序の中に、最初に「JICAは何々を導入し」と、重複が入ってしまっているのです。そういう趣旨です。
- **原科議長** 具体的には、どの部分を前に持ってきたらよろしいですか。
- **吉田委員** 流れとしては、例えば、理念の真ん中あたりの「JICAは1990年から『環境ガイドライン』を導入し」という部分、これは序の最初、上から2行めでいっているわけですね。ということは、内容的にはオーバーラップしていますので、多分移すべきは、理念の上のほうの部分、地球環境、アジェンダがJBIC等々となった、この部分をうまく序のほうに移せば、理念の下のほうが上に上がってくる、そういう形になって整理しやすいのではないかと。
- **原科議長** 具体的にいいますと、「JICAは、1988年の第一次環境分野別援助研究会の提言に基づき」というパラグラフのおしまいまでは前に出したほうが良いということですか、それとも、もうちょっと手前ですか。
- **吉田委員** 多分、そのパラグラフ全体になると思います。「強化を進めている」まで。
- **原科議長** ワンパラグラフの終わりまでですね。
- **吉田委員** そうですね。一方、援助大綱というものがむしろ下に来て理念に結び付いたほうが良い。
- **原科議長** このパラグラフの中身を分けて。
- **吉田委員** そうですね。
- **原科議長** パラグラフより前の部分は前へ出して、パラグラフの部分は一部を前、あとは理念、そういう格好で整理したらどうかということですね。
- **吉田委員** そうですね。

- **作本委員** 今のお話は私ももっともだと思うのですが、先ほどの「序論」というのがどうも言葉として、背景や経緯など、そういう内容を。
- **原科議長** 「序」でいいですね、「序論」は「論」を取りましょう、いいですか。
- **作本委員** ええ、論文ではないので。
- **原科議長** ガイドラインで最初に序論は変ですね。「序」にしましょう、いいですね。そのうえで、背景の話を前に持っていく、それはいかがでしょうか。
- **上條** 今ご指摘のあった「JICAは」というところ、これは序のところとオーバーラップしていますので、それは序で整理するように。
- **原科議長** 今のご意見は、「JICAは」より前のところ、5ページの上半分は全部背景だから序に持っていく。
- **上條** 政府開発援助大綱の部分を除いてですか。
- **原科議長** そういうご意見だと理解しましたが。
- **吉田委員** 全体的な流れとして、理念のトップから「強化を進めている」までは序に結び付けて、ただ、その中で、援助大綱は理念に入れたほうがいい。
- **原科議長** もう1回具体的に申し上げますと、「JICAは」の Paragraph に関しては部分的に残すけども、それより前はすべて背景の話だから、序に持っていったほうがいいのではないかというご意見です。
- **上條** 確認だけしたいのですが、今の吉田先生のご提案では、「日本の政府開発援助大綱は」の3行の Paragraph は理念の中に残しておくということですね。それ以外の「環境問題に対して」という理念の1行めのところから、「強化を進めている」という真ん中の下ぐらいのところまでは、序に持って行って整理したほうがいいということですね。そのほうがより明確に、今すぐにはなかなか判断できないのですけれど。
- **原科議長** その場ですぐに出ないですね。これは再検討します。
- **川村委員** 序は、むしろ事実関係の整理にして、アジェンダ21、大綱、世界人権宣言というのは理念の背景となっている価値観につながっていくので、これは理念のほうに置いておいてもいいのではないかという気がします。むしろ、「JICAは、・・・強化を進めている」までを序へ。
- **原科議長** では、時間が足りないのですが、どう変えるかはここでは決めずに、もう一度見直すということにしましょう。それから、序のところ、先ほど改定委員会の説明、いろいろご注文いただいたということで、「公開性の高い方法で」ということを付け加えましたが、もう一つ、メンバー構成のことも書いたほうがいいのかもかもしれませんね。学識者、関連の行政機関、NGO、コンサルタント、そういう多様なメンバーが参加して決めたということは大事だと思いますので、そういう工夫もお願いしたいと思います。今の件、よろしいでしょうか。田中研一委員、どうぞ。
- **田中研一委員** 理念は、「ODAの実施にあたっては」という真ん中の Paragraph から、「環境社会配慮の強化を進めている」までは、吉田先生がおっしゃるように序の2行め

の「JICAは」とだぶっているところがありますので、ここにおいて、理念の最初の「地球上の」から「日本の政府開発援助大綱は」のあたりまで理念に残したほうが、形としてはよろしいような気がするのですが。

- **原科議長** 分かりました。そういう意見も頂いたということで、事務局で再度見直してください。よろしいですか、森嶋委員、どうぞ。
- **森嶋委員** 細かいことですが、序の書きぶりでは、改定委員会があって、その後パブリックコメントを求めてガイドラインを作ったということになってしまいます。実際にはフォローアップ委員会の作業があり、その議論を踏まえて当初の原案はかなり修正されています。事実関係にそのことを書いておいたらいいのではないですか。
- **原科議長** そうですね、フォローアップ委員会、我々が今やっていることですね。それも加えてください、よろしいですか。それでは、序はこのようなことで、理念と併せて構成も見直すということにいたします。ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、6ページにまいります。目的と定義、松本悟委員、どうぞ。

- **松本悟委員** 6ページの理念のところですが、「その他のステークホルダーも合意形成に向け協議の円滑な運営に最大限の協力が求められる」という文言は、もともとここで議論していたポイントなのかどうか疑問を感じるのです。つまり、合意形成に向けてみんな協力しなければいけないというのは、事実を述べろとか、うその発言をするなどということとは全く違う価値観を持った言葉だと思うので、今までの意向とは全く違う。

確かにパブコメの中にお一方こう書いている人はいますが、それ以外は「真摯な対応が求められる」とか、そういう対応は必要だけど後で責任は問われないなどと、そういう意見のほうが圧倒的に多いのに、たった1人この文言を書いた人がいて、JICAはそれをピックアップしている。これは、パブコメの選択としてはよく分からない意図だなと思っていますし、いずれにしても、これはここで議論した内容とは違うのではないかと思います。

- **原科議長** 今のご意見に対していかがでしょうか。
- **上條** 「責任を持った発言が強く」という言葉が入ったときは、あまり無責任なことを言われても困る、混乱したら困るなど、そういう背景があつてこういう言葉にしましたということだったと思うのです。わざと混乱させるようなかたも中にはいるなどと、そういう趣旨で「責任を持った発言が強く」という言葉が入ったと理解しています。

そして、その後、パブリックコンサルテーションした中で、「責任を持った発言が強く」という言い方をすると発言を控えてしまう人が多く出てくるのではないかと、抑制してしまうのではないかと、ただ、責任がないという言い方もおかしいですし、真摯な態度というご意見もありましたし、後で責任を問われないという言い方もあったのですが、これはJICAのガイドラインということですので、ステークホルダーの中には、いろいろなご意見のかた、中には協議に参加したくないというかただっていると思うのですが、JICA側のメッセージ、JICA側のガイドラインとしてステークホルダーのかたに理解を求めた

いことは、コメントは一つしかありませんでしたが、私たちにとっては非常に参考になるご意見だと思いました。

真摯な態度というの分かるような分からないような、それは真摯な態度ではないという人は多分いないと思いますので、非常に精神的な表現でよく分からない。私どもとしては、ステークホルダーのかたにも合意形成に向けて協力してほしいという考えですので、一つしかありませんでしたが、今の段階ではそのかたの意見を採用させていただいたということです。

- **富本** ここを改正した趣旨は、「責任を持った発言」というものが、抑圧的な状況では、場合によっては身の安全に脅威が及ぶかもしれないというご意見を拝聴し、ここは削除いたしました。そのうえで、「事実に基づく」「真摯な態度」というのがどのように確保できるのかということも考えますと、結果としては、協議が円滑に進むというあたりがいちばん落としどころとしてはいいのではないかと。もしほかに同じような提言がございましたら参考にはしたいのですが、ここでは、JICAの趣旨にかなう部分であったのではないかと考えており、そこだけ取り上げたという趣旨ではありません。ポイントはむしろ「責任を持った発言を強く」を削除するというご意見を尊重したということです。

- **原科議長** それでは、松本悟委員、どうぞ。

- **松本悟委員** 私は、もともとこれはなくてもいいと思っているわけですし、NGOの立場としては、NGOも責任を持ってという声を聞かないわけにはいけませんから、私としてはこの場で大きく反対するというのは、この辺については避けてきました。ただ、心情的には要らないのではないかと考えています。ですから、代替案を出せといっても、もともと要らないと思いますから、実は私は苦しいわけです。

一方、出てきたものの弊害というのは気になるわけで、ここの「合意形成に向け協議の円滑な運営」というのは、すなわち、少数であっても根拠のある理由で反対している人たちがいたとき、「あなたたちだけがなぜ反対しているのだ。100人のうち5人だけじゃないか。あなたたちが反対しているから前に進まないのだ」ということになってしまうと思うわけです。でも、その人たちにちゃんとした根拠があれば、合意がその5人のせいでなされなくても非常に重要な意見だと思います。ここでいっているのは価値観を含んでいる、つまり、多い意見がある方向にあるときには、少数の人たちの立場が非常に弱くなるということを最も懸念しているわけで、これでいくと弊害が起きるのではないかと私は思っています。

- **村山委員** 基本的に私も松本委員と同じような懸念を持っております。合意形成と意思決定についても少し考えたりしていることがありますので、合意形成というところある程度変更が利く、そういう段階では非常に意味があると思うのです。そういう意味では、マスタープラン段階ではある程度合意形成に向けて協議ということはありうると思うのですが、かなりプロジェクトが明確になってきた段階で合意形成を持ち出してくると、もう決まっているのだからまとめてくれと、そういう意味合いが少し出てくると思うので

す。それは、もともとここで議論していたものとはかなり違うと私も思います。

そういう意味で、「責任を持った発言が強く」ということがよくなければ、「強く」を消して「責任を持った発言が」、ぐらいいいのではないかと思うのです。ここまで変えるとちょっと、基本的に趣旨が変わってしまっている、私も同じような感じを持っています。

- **作本委員** 私も今のお二方の意見と同じです。まず、その直前に「関係政府機関は説明責任が強く求められる」というのがあって、もう一つの文章として「あわせて」ということでステークホルダーのことがあり、あまりバランスが取れていない。政府機関は「説明責任」で、それに対してステークホルダーは「合意形成に向けて」、途上国の合意形成というのは必ずしも少数意見が尊重されない、理念に出てくるような弱者うんぬんという考えに立っておらず、いわゆる妥協型の農村社会、共同体型というものが一般的にあるわけですから、合意形成ということがまさに松本さんのおっしゃる価値観に引っ張る部分である。

あと、「最大限の協力」というのはどういうことを意味しているのか、場面場面によってどうにでも変えようがある。ですから、後半の文言の中でどこを強調するかによって立場が全く異なります。そういうことで、この言葉は私はまだ不適當だと思います。同時に、むしろここは消極的にステークホルダーにも何かしらの責任が伴うのですよここで議論した、それを生かすような表現、削除された元の文でいいのではないかと思うのですが、これに近い表現、あるいはこれ自体にとどめていただくことを希望いたします。

- **川村委員** 実は、この点については関西で議論された内容でもあり、ODA ネットのパブリックコメントにはもう少し詳細に理由が書かれています。それは、単に「責任」という言葉を使うと抑圧的にとらえられかねないということだけではなく、例えば、結果責任や立証責任というようなニュアンスも持ちうるのではないのか。例えば、自然環境に関することについて、住民には調査能力も十分な科学的能力もないのに立証責任などということまで求められることになったら、これまた弊害が起こるのではないか。もし「責任」という言葉を残すのであれば、その限定をもう少しはっきりさせないと、立証責任や結果責任という理解をされてしまうとやはり問題があるだろうという気はします。
- **原科議長** いかがでしょうか。確かにこの文章はいろいろな意味を持って、趣旨が食い違うおそれもあります。ちょっと大幅な変更のような感じがしますね。前の文章の若干の変更ならまだいいと思うのですが。
- **上條** 「強く」を取るだけでよければ、それは私たちにとっていちばん受け入れやすい言葉なのです。ただ、「責任」という言葉自体が問題だという意見が多かったので、「責任」を使わない表現だとうしろにいいかということで、頂いたコメントの中でこれがいちばんいいかなと思って使ったのです。しかし、それもここではあまりよくないとい

うことなので、どうしたらいいのかよく分からなくなってしまうのですが。

- **原科議長** またいろいろな理解が生まれてしまうので、この前の議論からいくとちよつとまずいかもかもしれませんね。
- **吉田委員** 私が提言のときに発言した部分でもありますので、説明責任を果たしたいと思っています。確かに、変え方を見ると、これはむしろ NGO、NPO 関係者に対して極めて強い拘束力が出てきてしまう表現になりますね。そういう意味では、ステークホルダーの参加の趣旨に反する表現になってしまうのかな、つまり、ステークホルダーが参加するというのは、真っ当な少数意見をみんなで聞こうよという趣旨なのです。

したがって、真っ当な意見を言ってほしいというのがガイドラインに反映されるべき言葉なのですが、真っ当な意見を言いなさいと書くのも失礼になるということで、そうするとやはり発言にはそれ相応の責任があって、立証責任とまではいかないにしても、発言したからには根拠を聞かれたら答える責任がある、むしろ参加する人たちの少数意見を尊重するがゆえにあえて「責任を持った発言」をする人たちが参加していますね、そういう配慮だと思うのです。ですから、むしろ前のほうがいいし、事務局がやりやすいのは「強く」を取りましょうということであれば、その辺で妥協できるのではないかと考えます。

- **原科議長** いかがでしょう。「強く」は削除して、前の文章を基本にして「責任を持った発言が求められる」でよろしいのではないかと、お二人から出ましたが。
- **川村委員** 結果責任や立証責任を問われないのだということをごどこかで担保しておかないと悪用される可能性がありますね。それはどう考えたらいいか、説明責任という言葉にするのか、あるいは、真摯な発言をする責任など、何らかの制限をかけておかないとちよつと怖いなという気がしますけども。
- **原科議長** あるいは、この文章を全部削除してもいいかもしれませんね。なくてもいいかもしれない、どうでしょうか。「意味ある参加」の中にはそういうことも含まれますか。
- **富本** バランスを取るという意味では、先ほど吉田委員がおっしゃったように、少数意見や反対意見も尊重したいという立場を明確にするといいので、また、併せて少数意見が十分反映されるように、ステークホルダーに対しても意見を求め、かつ、その意見は責任を持った、説明責任を持ったものであるべきだと、そういう趣旨を加えたらどうでしょうか。少数意見が反映されなければならないということを確認するという意味で、政府だけに説明責任を求めるのではなく。
- **原科議長** そうするとややこしくなるから、なくてもいいのではないかという感じがしますが、いかがでしょうか、「あわせて」以下を取った場合どうなるのでしょうか。関係政府機関の説明責任のほうがやはり重要ですよ。あとは、解釈がいろいろ出たのだったら、ごちゃごちゃ言わないほうがいいのではないですか。
- **田中研一委員** 「責任を持った発言」というのが議論が強くなりますので、例えば、「真摯な発言を行う責任が求められる」というような表現であれば、きちんとした趣旨の発

言をしてくださいという意味になって、英文は、これはまた難しいかもしれませんが、吉田先生が言われる意味が出てくるのではないかと思います。

- **原科議長** 「あわせてその他のステークホルダーも真摯な発言を行う責任が求められる」という表現はいかがでしょうかということです。
- **作本委員** 私も、この部分だけを一生懸命読んでいたのですが、やはりここは全体の理念の中でうたっているのです、むしろここで政府の責任が強いだとか、逆にステークホルダーがどうだとか、そこはあまり議論すべきところではないのではないかと。むしろ、政府もきちんとやりなさい、ステークホルダーの意見も聞きましょうよという方向性を示せばいいのであって、ここで何か一定の制約をかけるような文言は理念の場所に適さないのではないかと。NGO に責任うんぬんというのはどこかにあったほうがいいと思いますが、理念に入れるべきではないのではないかと思います。
- **原科議長** そうすると、どこまでですか。「あわせて」以下を外したらどういう感じになりますか。
- **富本** そうなりますと、むしろ関係政府機関に対する説明責任というのは理念の中から失われてしまうので、逆に、理念が非常に抽象的なものになるのではないかと思います。私としては、上の文脈から、基本的人権の尊重やステークホルダーの意味ある参加、意思決定プロセスの透明性、説明責任というものがまずうたわれるべきではないかと。そのうえで、それについてのいろいろな方法論が各項目に入ってきますから、これをまず行わないと、それを方法論のほうに落とすのはいかがかなという感じはいたします。
- **原科議長** 関係政府機関の説明責任というのは大変重要な概念だと思うのですが、そういう議論はしてきたと思いますが、どうぞ、川村委員。
- **川村委員** 実は、この場所については委員会のときも議論があつて、たしか深田委員が、理念からは外してステークホルダーの参加のところだけでいいのではないかとという議論もされていたかと思うのです。どこかの段階でそれがひっくり返ったみたいなのですが、私はそのときの議論でいいのではないかとという気がするのです。要するに、理念からはステークホルダーを除く、ただし、ステークホルダーとの協議の部分、2.2 にはちゃんと残すという形で整理できないでしょうか。
- **原科議長** ただ、それはそういう議論があつたうえでここに残っているのですから、そういう判断をしたのだと思いますが、戻すのはちょっといかがかなと思います。そういう意見も頂いたうえでこの場所になったのですよ。どうぞ、村山委員。
- **村山委員** 皆さんご承知のことと思いますが、ステークホルダーは NGO だけではなく、専門家や産業界が入っているわけです。専門家にもいろいろな立場の人がいて、いろいろなことを言う人がいますし、産業界はもちろんそうですから、そういう意味では、そういった多様なステークホルダーの主体が真摯な立場で発言をするということについては責任を持つ必要がある、その点については理念の中でちゃんとっておいておかさるべきだと思います。

- **原科議長** それでは、まとめさせていただきます。やはりこういう構造にしたことは随分議論してやってきたことで、私はあまり変えないことが大事だと思います。ただ、表現を、事務局のご提案では随分変わりましたので、いろいろな意味合いも出ますから、「合意形成に向け協議の円滑な運営に最大限の協力」という表現はできないということですね。これは戻しましょう。

その場合の表現として、ほぼ同じような趣旨でご議論いただいただろうと思いますので、田中研一委員がおっしゃったような表現で、「真摯な発言を行うことが求められる」ぐらいでどうでしょうか。「責任」だとまたややこしくなるので、いかがでしょうか、弱いですか。

- **田中研一委員** 事業実施主体はやはりきちんと強く説明責任といわれていますので、「真摯な発言を行う責任が求められる」、そこは「責任」といってもおかしくないと思いますけれども。
- **原科議長** 「責任」ということでよろしいですか、「真摯な発言を行う責任が求められる」、いかがでしょうか。よろしいですか、ではここで水を入れます。休憩します。40分再開いたします。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

休憩（11:30～11:40 10分間）

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** 目的にまいます。目的では特に修正はありません。ご意見はありますか。では、1.3に定義がありますが、そこまで合わせていかがでしょうか。6ページの1.2の目的と1.3の定義、それから7ページにかかりまして、この点に関してご意見をお願いします。松本悟委員どうぞ。
- **松本悟委員** ステークホルダーについて、やはりこれだけパブリックコメントで意見が出ているので、何か対応をしたほうがいいのではないかと思います。一つの方法としては、ここは「現地ステークホルダー」という名前にしたほうが、JICAの趣旨に合うのではないのでしょうか。つまり、もっと広い概念でステークホルダーというのは、ここで協議の対象と考えているのは現地ステークホルダーであるということ、そこは言葉の組み直しをされたほうがいいのではないかと思います。
- **原科議長** ステークホルダーではなく、現地ステークホルダーという定義で説明したほうがいいのではないかとご意見ですが、いかがでしょうか。あるいは、ステークホルダー一般の定義をしたうえで、現地ステークホルダーを説明する格好でもいいですね。事務局はいかがでしょう。
- **上條** このガイドラインの定義で言っているステークホルダーの意味は、定義の10番で書いたとおりでして、例えば、現地ステークホルダーという言い方をすると、別のステークホルダーも要るのかなという気がするのですが。
- **原科議長** 出てくるのだと思いますが、どうぞ川村委員。

- **川村委員** 8ページの重要事項5で「ステークホルダーの参加を求める」というところでは、研究者や市民社会、関連する産業団体等も含めてということですから、ここで想定されているステークホルダーは明らかに広いと思います。ですから、ここでいう広い意味でのステークホルダーと、現地での協議にかかわるステークホルダーとを分けるという意味で、松本委員の「現地ステークホルダー」という言葉で区別するというのが、妥当ではないかと思います。
- **富本** では、現地ステークホルダーという文章が出てくる部分と、ステークホルダーと出てくる部分についてはどうしますか。
- **原科議長** 両方説明しないとまずいですね。
- **富本** ええ、両方説明しないといけないと思います。確かに、ここの定義の部分では現地の部分をかなり重視した書き方になっていますけれど、それ以外の部分についてはどうするかという問題が残ってしまいます。
- **原科議長** ですから、10番の中で『ステークホルダー』とは」とした後に、またかぎ括弧で「なお、現地ステークホルダーとは」と追加していただくということではいかがでしょうか。もしそういう方向でよろしければ、案を考えていただきたいと思います。
- **上條** ステークホルダーの説明をした中で、その中でも現地で何とかかんとかするかたを現地ステークホルダーと呼ぶという言い方をすれば。
- **原科議長** それが協議の対象になるということが明確になるように、そういう方向で修文をしてください。ほかにございますでしょうか。田中聡志委員どうぞ。
- **田中聡志委員** 言葉だけの問題ですが、「市民社会」というのは、あまりに広くて抽象的な概念なので、ここにはふさわしくないのではないのでしょうか。CSOといったことならまだ分かるのですが。
- **原科議長** 「市民社会」というのは、他にはどのような日本語がいいですか。
- **田中聡志委員** ここでNGOや研究者を含む市民社会ということで、NGOや研究者以外に何を考えておられるのかということ次第だと思いますが、特になければ、いちばん後ろに「等」があるので、NGO、研究者でもいいのかもしれませんが、もっと大きなものとして何か想定されているものがあるのであれば、それをピックアップするというのも考えられると思います。
- **原科議長** 一般市民という意味があるのだと思うのです。もしくは、組織化された一つの個人の関係ですね。確かに市民社会と出てくると、変な感じがしないでもありません。今おっしゃったような趣旨で文言の修正ができるのであれば、併せてご検討いただきたいと思います。中身は、NGO、組織された人たち、個人の単位の意見、研究者ということだと思います。そういうことが分かるような表現にしてください。ほかにありますか。氏家委員。
- **氏家委員** 今のステークホルダーの定義のところ、1行めに「事業対象地及び事業の影響を受ける土地に居住する住民」とあります。居住するだけでなく、そこで経済活動

を営んでいるかたがたも入りますので、これは私の案ですが、「事業対象地及び事業の影響を受ける土地に居住する住民及び経済活動を営む団体」、その後、「教育、事業、交通」と来て、先ほどの市民社会のところは、「研究者を含む市民及び組織」というように。市民社会というと、あまりにも概念が広すぎて、かえってぼやけるかなという感じがしたので、個人及び団体、関係する政府機関という形で整理されてはどうかと思います。

- **原科議長** そうすると、一つは経済活動を営む団体というの、住民と合わせて追加するべきだと。2点めは市民社会という表現は広すぎると。松本郁子委員どうぞ。
- **松本郁子委員** 氏家さんの提案は素晴らしいと思いますが、経済活動だけになると、例えば文化的な活動や宗教的な活動をしている場合はどうなるのかなと思うのです。それもステークホルダーとして重要だと思うのですが、それはどうふうにしたらいいのかなと思います。具体的な提案が今ないのですが、もし修正するのであれば、そういった趣旨をふまえていただいてはどうかと思います。
- **松本悟委員** ここは私も氏家委員、松本委員に同感です。簡単に「事業対象地及び事業の影響を受ける土地」というように「土地」が入ると、今言ったような複雑なことになります。影響を受ける人というのは、もちろんその土地の不在地主なども当然ステークホルダーでしょうから、居住している、していないということは、非常に狭い範囲ではないでしょうか。

したがって、ここは影響を受ける個人、あるいは団体という大きなくくりをしたほうがいいのではないかと思います。

- **原科議長** ですから、その影響を受ける土地、受ける地域に居住するだけでなく、居住し、あるいは活動するといった表現のほうがいいのでしょうか。では、今の趣旨で、作業が大変ですけどもお願いします。ほかにございますでしょうか。氏家委員どうぞ。
- **氏家委員** 非常に細かなところなのですが、定義の4番で、このように文章を整理されたのはよろしいと思うのですが、我々はあまり一般的には、「及ぼすであろう影響」という言葉は使いません。「影響を及ぼすおそれのある」という言葉をよく使いますし、そちらのほうが理解しやすいかと思いますので、できれば「おそれのある」という言葉を使っていたらと思います。
- **原科議長** 「おそれのある」という表現のほうがいいのではないかというものでした。そう訂正していただきます。富本委員どうぞ。
- **富本** 修正部分とは違うのですが、前々から気になっていて、NGOのかたが指摘をされなかったのも私も言わなかったのですが、「不法居住者」という言い方が、英語だと illegal dweller になっていたのですが、これが人権的にいいのかどうかというのが大変気になっています。まさに JICA が不法だと示してしまうというか、定めてしまうことにもつながるので、「許可を得ないで居住する者」といったふうにしたほうがいい気がします。意外と NGO のかたから指摘がなかったのも私から言うのも何かと思って控え

ていたのですが、いかがでしょうか。ただし、そういうかたも含めてステークホルダーに含むという趣旨は残しておきたいのです。不法というところがいかかかと思えます。

- **原科議長** NGOのかた、不法居住者よりもっと適切な表現はありますか。
- **川村委員** 富本さんがおっしゃったように、無許可や認可されていないような趣旨のほうがいいのではないかという気は確かにします。国内に滞在している人間も、NGOの場合、不法入国者ではなく、無資格居住者といった表現をしていますし、また、不法だとちょっと狭くなるし、明らかに非合法であるという側面がありますので、そのほうがいいかと思えます。
- **原科議長** 無許可居住者ですね。氏家委員どうぞ。
- **氏家委員** これは英語ではどうなっているのですか。illegal settlement というか、squatter ですね。squatter ないしは informal sector など言い方もいろいろありますので。あまり不法という表現は使わないです。
- **原科議長** では、この辺も。10番は大変ですね。一応直したら、メールか何かで送っていただいて、皆さんのご意見を頂きたいと思えます。ほかにご意見はありませんか。フロアからどうぞ。お名前をお願いします。
- **日本テクノ 新島氏** 17番の「IEE レベル」の定義ですが、この定義を見ていると、調査レベルで終了というふうに読みとれます。ただ、実際中身を見ていると、IEE レベルであっても代替案の検討まで行うということになっています。実際、これを行うに当たって、現場のほうで代替案の検討を行うためには、ある程度の影響予測評価を行っていないと、代替案の検討などできないと思うのです。その点、JICAあるいは皆さんのほうではどのようなものを想定されているのか、その点をお聞きしたいと思えます。

もし、仮にここで、代替案の検討を含めるところまで IEE レベルで求めるのであれば、そのようなことが分かる表現に変えたほうがいいのではないかと思えますが、いかがでしょうか。
- **原科議長** 今の点について、JICAのほうからお願いいたします。
- **上條** EIA レベルであろうが、IEE レベルであろうが、代替案の検討はすると考えています。EIA レベルと IEE レベルであれば、それは調査のレベルが違うということで、特に IEE レベルで想定しているのは、既存の第二次の情報や、既存の情報を使ったり、現地の専門家のかたの話の聞いたり。ですから、EIA に比べればデータの数が少ない、データに限られるということはあると思えます。また、複数案を検討すること自体は、精度が EIA より粗いということはあるかもしれませんが、検討はできると思えます。
- **日本テクノ 新島氏** 仮にそうであるとすれば、僕も読みながら思ったのですが、実際に行うほうになると、予測評価を実施しなければ、絶対に代替案の検討などできないと思えます。現場に混乱がないように入手可能な情報、必要な現地調査に基づく調査、及び影響予測評価という表現を加えていただきたいと思うのですが。
- **原科議長** 「及び影響予測評価」という表現ですか。「代替案検討」という言葉は入れ

たほうがいいですか。

- **日本テクノ 新島氏** 代替案検討まで書いてもいいですが、そうすると 16 番とのバランスもあると思いますので、「簡易な予測評価」といった表現を加えたらどうかと思うのですが。

- **田中研一委員** この IEE は、Initial Environmental Examination (Evaluation) と呼ばれますが、基本的にはマスタープランの中で IEE を使って、みんなでそれについて議論しましょうというスタンスです。ですから、例えばマスタープランの中で、一つのケースとして橋を造ろうとして、実際にフェリーボートが動いている場合、橋とフェリー、ほかの手段のどれがいちばん環境面でみても代替案として有効か。そのレベルを既存の資料を調べたり、情報を使って行ってみるというレベルなのです。

それで、例えば代替案の A がいいということになった場合、今度は feasibility study の本格調査の中で行う EIA では、その代替案の中のもっと細かい部分を決めていくという選択肢になると思います。ですから、ご質問の意味では、基本的に IEE は、ここに書かれているような既存の資料を使って行うということでご理解いただけるのではないかと思います。特にマスタープランレベルでということです。

- **原科議長** ただ、これは定義ですから、説明ということもありますので、代替案の比較検討、その簡易な検討、あるいは代替案を絞り込むような作業に入るわけですから、そのことはすぐ分かるような表現をワンフレーズ入れたほうがいいと思いました。どうでしょうか。

- **田中研一委員** では、それはまた考えておきます。

- **原科議長** そういうことでよろしいですか。では、簡易なものですが、代替案の検討を行うということが分かるようにお願いします。ほかにありますか。

それでは 1.3 の定義は大体よろしいですか。次の 1.4 の環境社会配慮の基本方針にいきたいと思います。この部分は 8 ページのところで修正が入っています。

はい、川村委員どうぞ。

- **川村委員** 先ほどの整理と関連しているのが、8 ページの重要事項 5～6 だと思います。重要事項 5、特に 6 を併せて考えたときの趣旨というのは、まさに 6 でいっているような、「多様なステークホルダーの参加」を保障するという広い意味でのステークホルダーがまずあって、加えて現地ステークホルダーについては協議を保障するといった趣旨になるのではないかと思います。

でしたら、そういう形にもう少し重要事項 5 を書き換えて、ステークホルダー一般に対しては幅広い多様な参加を保障し、現地ステークホルダーについては、協議への参加といったように、分けて整理して書いたほうがいいのではないかと思います。

- **原科議長** これは、重要事項 5～6 の両方で修正をしたほうがいいのかというご意見ですか。
- **川村委員** 6 のほうは、広い意味でのステークホルダーということで、この提案でもいいのかもしれませんが、5 のほうは修正が必要です。

- **松本郁子委員** 2点ありまして、1点は重要事項5、もう1点は重要事項6です。この「ステークホルダーの参加を求める」というところは、元の提言の中では、JICAが環境社会配慮を行う基本方針として、そこから移されているわけですが、一番下から3行めの「ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する」というように、定義の中ではいい切っています。当然、反映するというを前提に相手国政府と話をし、そのことを前提にJICAがそうしますということで、そのようないい切った表現にしていたと思うのです。必ずしも、反映するように相手国に働きかけるのはいちばん最初の段階であって、ここではこのような表現を入れる必要はないのではないかとこのところが1点です。

下の「合意形成に向け協議の円滑な」というところは、先ほどの議論で修正されるという理解でよろしいですね。このことが重要事項5に関することです。

重要事項6に関しては、先ほどの上條さんのご意見を聞いていますと、いちばん最初に相手国政府と協議をし、そのうえで対象の中で規制されている情報公開については、相手国と合意をするという前提で、JICAの支援が始まっていくと思いますので、この時点で「相手国政府に働きかけて」という表現は、必ずしも必要なのでしょうか。私は現状のままでいいのではないかと考えています。

- **上條** 先ほどの説明の繰り返しにもなりますが、もちろんJICA自ら公開するといっているわけですから、それは公開するのです。特に重要事項で書くようなことであれば、JICAの基本的なスタンスということも書くのだと思いますが、ただ第一義には相手国に働きかけて、相手国がちゃんと行ってくれるのがいちばんいいわけです。

もし、「働きかける」という言葉を取ってしまうと、例えば、コメントにあったように、途上国でもきちんと協議してほしいというものになってしまうと思うのです。ですから、JICAが勝手に行ってしまうのではないかと取られてしまうのだと思います。私どもJICAの趣旨としては、相手国の能力を高めて、またそのための支援を行うことが趣旨ですから、相手国を差しおいてJICAが情報を出してしまう、またはステークホルダーの参加を求めて反映させるなど、そういうようにいい切ってしまうのはよくないのではないかと考えた次第なのです。

もちろん、JICAのポジションの了解をもらうということは大前提ですが、その了解をもらえなかった場合は、協力事業はできないということになると思います。了解をもらったうえで、またもらうということ自体も、働きかけることなのだろうと思います。ですから、そういう趣旨で「働きかける」と入れたほうが、JICAの立場がより明確になると思います。ただ、向こうが嫌だといったから、やりませんというわけではないのですが。

- **松本郁子委員** 今のお話ですと、例えば働きかけをして合意されない場合、支援をしないという方針が、実はこの表現の中では分らないわけです。やはりそこを明確にしていただかないと、この文章だけでは、働きかけてそれで終わりなのかなというふうに判

断するかたがいてもおかしくないのではないかと思います。

- **上條** ただ、情報の公開はいろいろなところで書いてありまして、例えば2.1で「情報の公開」ということがかなり詳しくいろいろ書いてあります。ですから、もしたくさん書くということで、2.1で書いてあるようなことをこの重要事項の中に書き出してしまおうと、またすごく広がってしまいます。ですから、全体を見ていただいて、あとは第3章の手続きのほうを見ていただければ、協力事業の最初の段階で、情報公開の枠組みについて向こう側と合意をし、その了解を取ったうえで、JICAが自らも公開するし、相手側にも公開してもらうように働きかけ、必要な場合は支援をしますということは理解していただけるのではないかと思います。

- **原科議長** そうしますと、松本郁子委員のご意見は、情報公開を行うというところに、例えば、適切な情報公開が支援の条件である、前提であるといったことを書くということですか。松本悟委員どうぞ。

- **松本悟委員** つまり情報公開というのは、日本でウェブサイトで行う部分があるわけです。コメントを見ても分かるように、この書き方は大方相手国政府にお伺いを立てて、いいといわれたものがウェブサイトに載ると。つまり、相手国での情報公開というよりは、むしろ日本での情報公開すら相手国政府の許可が要るのではないかという懸念がコメントに示されていると思います。

ですから、上條さんのご説明はともあれ、多くの方がもしそういうように読みとるのであれば、変えるべきだと思います。上條さんの趣旨は伝わっていないと考えたほうが、いいのではないかと思います。

- **西井委員** 情報公開の部分は、やはり JICA が行うということを重要事項として示しておく必要があると思います。どうしてもこの文章だと、相手国政府に働きかけて協力の下という限定がつくわけで、限定がないとできないのかという疑念が起こってきます。JICA が行う情報公開は、まず責任を明示し、それに対しては、別に相手国政府に協力を求めるという書き方をしないと。相手国政府が行う情報公開と JICA が行う情報公開は、きちんと分けたほうがいいと思います。

- **原科議長** JICA が国内で行う情報公開と相手国政府の情報公開は、分けたほうがいいかもしれませんね。JICA はきちんと行うということが分かるようにしたほうがいいです。曖昧になってしまいます。いかがでしょうか。澤井委員どうぞ。

- **澤井委員** 情報公開については、JBIC のガイドラインを作るときも、かなり開発途上国のほうから慎重な意見が多く寄せられました。一方的に JBIC が情報公開をすることで、情報の内容によっては、途上国の不利益になるようなものもあるでしょうし、要らぬ混乱を招くような発端になる可能性もあるということで、基本的には先方の合意のもとに情報公開をするというのが、JBIC の情報公開でも基本としています。

何をどういう形で情報公開するのかというのは、様々なものがあって、恐らく今まで JICA が公開してきた最終報告書といったものについて、新たにやめてくれという途上国

は恐らくないでしょうし、かといってDDのように、入札に直接影響するようなものについては、慎重な対応を求めるような場合もあるでしょう。しかし、そこは実際にオペレーションをする段階で、きめ細かな対応が必要なのだと思います。

原則、ガイドラインに載っている基本方針については、SWで合意したうで行うので、そこが担保されていれば、日本の情報公開法でも、相手国の事情や不利益があったら公開できないというルールがあるわけですから、そういうものは尊重せざるをえないと思います。重要事項としては、相手国のやり方により、あるいはJICAが思うことを働きかける、かつ、ガイドラインに基本となっていることは、合意を前提で積極的に行うという、この重要事項の書き方でいいのではないかと思います。

- **川村委員** 手段として相手国政府に働きかけるということなのかもしれませんが、やはり重要事項としてはっきりしなければいけないのは、結果を確保するという姿勢を示すということではないかと思います。ですから、「環境社会配慮に関して必要な情報公開を相手国政府に働きかけるなどして確保する」など、結果に対してJICAは責任を取るということ、ここでいっておく必要があるのではないのでしょうか。
- **氏家委員** 今の川村委員の意見に通じるところですが、重要事項5～6のみならず、例えば2～3番にも「働きかけを行う」とあります。ここは基本的に、基本方針ですので、基本方針が「働きかけを行う」というのは、やはりちょっと弱いですし、イメージとして果たしてどうかな、というところがあります。基本方針としては、「働きかけを行う」というより、「実施する」「考慮する」「参加を求める」といったようないい切った言い方をして、実際的手段として働きかけるというようなところを、また別のところに書けばいいのではないかという気がします。
- **原科議長** そうですね。基本方針ですから、元の書き方のほうがいいのではないのでしょうか。「相手国政府の下、積極的に行う」。

JBICでの議論のときは、私もフォローアップ委員会の委員長を務めましたから覚えていますが、いろいろご議論があって、JBICのほうのご意見はそうでしたが、NGOのほうは今回同じような発言をされていましたので、基本方針としては、積極的に取り組もうということで示していいのではないのでしょうか。どうぞ、作本委員。

- **作本委員** 基本的に相手国の事情を聞きながら情報公開せざるをえないというスタンスは分かるのです。しかし、逆にJICAは独自で、何を判断して、どういうときにどの程度自主的に公開するということが何も示されていないのではないかと、少し心配しています。

あと、「働きかける」というのは、英語にしたら何になるのでしょうか。make it for、workなど、どの辺りのことをいっているのか。先ほど川村先生がおっしゃられたように、一方的に働きかければ、その結果だめだったらどうなるのかということが何も示されていないにもかかわらず、3章の本格調査になってくると、「情報公開した上で」と、さも一定の要件を満たした情報公開をしたうえで次のプロセスに進みますという書き方がさ

れています。やはり「働きかける」というのは、場合によっては使われてもいいでしょうし、場合によってはだめだという仕分けがなされていないと、どうも手続きがどこかで伏せられているような懸念をしております。

あともう一つ、これからは JICA のウェブを使って情報公開をされると思いますが、JICA は英文でホームページを出していたでしょうか。やはり進んでいるのですね。なぜかといいますと、ほかの日本の役所でも、英文でホームページを開けるまでに持っていないと、グローバル化といっても、日本からの発信が何もありません。日本の役所を開いてみたら、英文と日本語との併記でも構いませんから、そういうホームページに変えてくれるようにしないと、役所からのリンクでは入り込みづらいのではないかと感じました。

- **原科議長** 重要事項5～6の直しは、なかなか難しいですね。6に関しては、基本方針とおっしゃったことが大事だと思いますので、そういうようなことで。あまりほかでやっていることは、重複しないようにしたほうがいいと思います。

重要事項5のところで、先ほど松本郁子委員がおっしゃったと思うのですが、「ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映するよう」で切ったのが、「相手国政府に働きかける」と変えてしまうと、意味がだいぶ変わってしまうというご意見でした。この辺はどう考えますか。

- **上條** すみません、重要事項の6ですか。
- **原科議長** 5です。5にも「相手国政府に働きかける」とあります。
- **松本悟委員** 私の理解では、ここで書いてあるのは JICA の意思決定だと思っているので、働きかけるというのは、相手国政府の意思決定に反映することなのかと。これを入れるか入れないかで、意思決定をする主体が異なってくると思います。私は、JICA がこの事業の支援を継続するのかわからないのか、どういう最終レポートを作るのかという、いわゆる JICA の意思決定における情報公開、参加の反映というふうに理解をしていますが、ここはクリアにしたほうがいいと思います。
- **原科議長** 松本郁子委員のご意見は、JICA の意思決定ということですね。ですから「働きかける」という言葉は要らないということだと思いますが、いかがでしょうか。
- **上條** JICA の意思決定ということであれば、この「働きかける」はおかしいですね。
- **富本** おっしゃるとおりで、ここは JICA が主語になっていますので、「働きかける」は取るようにします。ほかのところにもたくさん入っていますが、トーンダウンしている感じがするかもしれません。要するに、相手国政府からいろいろコメントを取っていると、そういうことをいつてくる国もありますから、そういう部分を配慮しているということです。ただ、実際上は、働きかけて結果を確保しないといけないところまでは到達していかなくてはならないと思います。この部分については削除して、あとの部分については、一つ一つ状況を考えていかなければいけません。
- **原科議長** では、基本方針の部分ですので、ここは JICA の問題として十分反映すると

いうことで打ちきる表現にしましょう。よろしいでしょうか。松本悟委員。

- **松本悟委員** 最初の入りが気になっています。「現場に即した環境社会配慮の実施に向けた適切な合意の形成」とありますが、確かに文言上のことといえばそうなのですが、環境社会配慮の実施には、するとかしないなどいろいろな選択があると思いますが、「適切な合意」というと、どう問題解決に向けて行うかという、もう少し範囲が限定されている、つまり、このプロジェクトを行わないということに対してみんなが合意することは本当にあるのかなと、その辺がよく分かりません。

「環境社会配慮の実施」と「適切な合意の形成」というのは、並列のものではないかと思えますし、「に向けた」といってしまうと、重きは「適切な合意の形成」のほうにいてしまうと思うので、原案どおり二つに分けたほうが良いと思えます。

- **原科議長** 今おっしゃられたことはいかがでしょうか。
- **上條** このところはコメントを頂いております。これも1人のかたのコメントなのですが、合意形成は何のためなのかという、環境社会配慮を実施するためであろう。そうであれば、「に向けた」と直したほうが良いのではないかというコメントを頂きまして、これは並列したほうが良いのか、「に向けた」のほうが良いのか考えたのですが、何のための合意形成かは、環境社会配慮を実施するためだというふうに理解したのです。
- **原科議長** そうではないということですね。
- **松本悟委員** 修文としては、例えば「適切な合意の形成など環境社会配慮の実施のために」ということで、環境社会配慮の実施の一つは、確かに適切な合意の形成かもしれませんが、このプロジェクトを行うべきか行わないべきかなど、そういう判断をすることも重要な環境社会配慮ですから、そのうちの一つとして適切な合意の形成を入れるという意味合いで、これを頭に持ってきて、「など」としたらどうでしょうか。
- **原科議長** 「適切な合意形成など」というのは、ぼんやりしませんか。いかがでしょう。
- **上條** ここはうちとしてもそんなにこだわるところではないのです。原案では「と」としていたのでそれでもいいのですが、JICAとしてはこだわるつもりはないです。
- **原科議長** それでは「実施と適切な合意形成」がいちばんぴったりくると思います。そういたしましょう。松本郁子委員。
- **松本郁子委員** 確認ですが、今の点で、重要事項6の情報公開の件に関しても、もちろん主語は「JICAは」ということですが、これも原文に戻していただけるということでしょうか。
- **原科議長** 重要事項6ですか。JICAは、相手国政府の協力の下、積極的に行うという形に戻るかという確認ですね。いかがですか。
- **上條** 元の案、パブコメのときの案に戻したほうが良いのではないかということですね。「働きかける」というのを取ったらいいということですよ。「協力の下」という言葉が入っていれば、もちろん相手側の理解を得ることが分かると思います。多分、元に戻すと思いますが、私1人では決められませんので。

- **松本郁子委員** もう一つの確認ですが、このステークホルダーについての最後の文章の「合意形成に向け協議の円滑な運営に最大限の協力が求められる」は・・・。
- **原科議長** これは当然直します。「真摯な発言を行う責任が求められる」という表現になります。以下同様をお願いします。ほかにありますか。
 では、次にまいります。1.6「相手国政府に求める要件」。ここは10ページに修正が入りましたが、1.6ではないですね。1.6～1.9まとめて10ページまででありますでしょうか。石田委員どうぞ。
- **石田委員** 1.8「緊急時の措置」です。修正がなされて「復興支援」となっていたところが、「復興」が取れて「復旧」だけになりました。前のページのコメントを見ると、どちらかというところと多くのコメントは、緊急時こそ、特に紛争地域などでは社会配慮が重要なので、落とすべきではないかというコメントになっており、「復興」が取れたという点ではよかったと思っているのですが、「紛争後の復旧」を残された理由と、「復旧支援」とは具体的にどういうものかをご説明いただきたいと思います。
- **上條** ここは前の案を作ったときにもご説明したと思いますが、紛争後、至急にインフラを整備しなければいけないものがあるだろうと。それが平時であれば、カテゴリ分けをしてきちんと手続きをふんでいかなければいけないとは思いますが、手続きをふむよりは早く直さないと、その人たちが困るということもあるだろうという想定なのです。道路が穴だらけになっていて、通常、道路の改修ということであれば、カテゴリBぐらいにして、情報公開をしたり、その人たちの意見も聞きながら計画を作っていくことなのでしょうが、同じ道路の復旧であっても、場所場所によって、影響があつて早く進められない、慎重に行ったほうが良いという判断も当然あると思います。だけど、ある程度そういうものはクリアできて、すぐに調査をして計画を作って実施に移ったほうが良い、そのほうが良いのだ、適切だと判断できるものもあるだろうという想定なのです。それはもちろん事業だけではなく、場所にもよると思ひ、そこにどういう影響が生じそうなのかということは想定しなければいけないと思います。教育施設や医療関係の施設を直すなど、通常であればBぐらいにして手続きを経ながら行うのだと思いますが、もし本当に困っている人が多いということであれば、すべての手続きをスキップするというものではありませんが、スキップをする手続きを明らかにしたうえで進めていくことが適切だと判断されるものですね。これは紛争後の復旧はすべてそうだというわけではなく、その地域の実情に応じてという考えです。
- **石田委員** 今のお話しを伺って、まず、復旧の定義を確認したいと思ったのですが、新たに何かを作るというものでなく、何かの補修というイメージでよろしいのでしょうか。
- **原科議長** 復旧ですから、そういうことだと思います。
 括弧書きで書くよりも、文章を分けて書いたほうが良いと思います。括弧ではなくて、緊急を要する場合というのはこれこれだと、限定的だと分かるようにですね。これこれに限るといった表現のほうが良いと思います。

- **西井委員** 同じく関連で「紛争後の復旧支援」とありますが、従来、紛争後に入っていく場合は、国連のほうで停戦の合意ができてとか、ある程度社会が安定している、もう武力衝突が起きないなどということが前提のうえで入っていくと思います。そのうえで、例えば緊急を要することや、自然災害の場合だと突然来ますけれども、ここで紛争後ということから、新たに復旧支援ということが出てくるのは、従来の ODA の枠組みから少し外れているのではないかと思います。そうすると、ODA 大綱や中期政策など、そちらのほうの変更などと関連してくることもあります。まだ、そこまでの議論は多分外務省のほうでもできていないと思いますが、それを先がけて入れるということはどうなのかと疑問がありますので、慎重な対応が必要ではないかと思います。
- **富本** 確かにおっしゃるとおりの検討が必要ですが、復興後の復旧は現実に行っているわけです。ODA 大綱のもとでもですね。ですから、その前である紛争中、まさに紛争が起こっているということですか。
- **西井委員** 今、イラクの状況などを想定しているのですが、まだ十分な国連の関与や国際社会の関与というのは定着していません。そこで行うということがもしあるとすれば、やはり従来の枠を越えた関与の仕方ではないかと懸念しています。
- **富本** イラクの場合については、パブリックコメントでも幾つかご指摘がありましたが、JICA は今のところ基本的にイラクの中に入り込むという活動は、若干一部を除いては、実際にはしていません。周辺国での情報収集という形で行っています。イラクについてご懸念をされる部分については、これからどういう方針で行うかということについては、政府のほうから明確なものが出ると思います。

イラク以外のスリランカやアフリカの紛争後、緊急に復興が必要であるという国については、もちろん国連のもと、あるいはほかの国々の調整などで、まだ完全に合意が至っていない場合でも協力をする場合があります。そういった場合、復旧が必要だというのは、例えば難民が元の村から逃れているときに、学校や病院、寺院や道路などを直してあげることによって、彼らが戻れる下地を作ることができます。そういうことを念頭に置いていますので、そういった場合に、住民のご意見を聞くという時間があれば、それはそういうプロセスを作ればいいのですが、そうでなく住民がはるか遠いところにいる、国外にいるなどいうときに、インフラを整備することもありえるので、こういうものを入れました。

イラクの話は、将来的にはあるかもしれませんが、そのときの枠組みだけではないということです。
- **原科議長** この場合、いずれにしても審査諮問機関に諮問しますので、JICA 独断では行わないというシステムであることは確認してありますから、適切に対応していただけたと思います。松本さんどうぞ。
- **松本悟委員** ここについては、いろいろ言いたいことはコメントに書いてありますし、あまり動きそうもないところもありますが、「緊急を要する場合」というのが一体どうい

う場合なのか分からないということで、はっきりしておきたいと思います。

道路のでこぼこは、別にイラクやスリランカでなくても、ラオスでもでこぼこですし、でこぼこが緊急事態だったら、あちこち緊急だなと思います。そういう意味では、非常に判断が難しいです。地震が起きて緊急だというのは分かりますが、それ以外でどういうことが緊急なのかが分からない。もっと言えば、「政治的に緊急なのでしょう」と言いたいのですが、だれも政治的意図のことはここでは発言されないから、どうもよく分からないわけです。

その辺り、本当のところはどこなのかによっては、審査諮問委員会にかかったときに、日本政府として国際社会に約束しているのだから行わなければいけない、緊急なのだというのを、審査諮問委員会がどこまで検討できるのかというのは、私のほうでは非常に大きい話なのです。今日は外務省からだれも来てないので困っていますが、どのように考えるのかなと思います。

ただし、一つだけ具体的にお願ひしたいのは、この緊急のときの審査諮問委員会の諮問内容の中に、これを緊急と見なすかどうかということについても、諮問委員会に諮っていただきたいと思います。それによって多少、歯止めが利くのかと思っているのです。私の意見としては79番に、カテゴリAについては、絶対例外を認めるべきではないなどと幾つか書いてありますが、最低限、緊急と見なすかどうか審査諮問委員会で諮ることは必要かと思ひます。

- **富本** 審査諮問委員会についてのご提案は、実は前回約束して、今日はまだ具体的な図面や資料はできていないのですが、ぜひ、次回ではそれをいたしたいと思ひていますし、今おっしゃったような点についても、どういう項目を審査するのかということも含めてちゃんとご提案したいと思ひています。今のご意見も、斟酌して資料を作りたいと思ひます。

政治的な問題という言い方は、日本政府としての判断ということと同時に、国連や国際社会の中で緊急に復興する必要があるという合意があつて、そこに対して日本政府が積極的に支援するという状況も含めていふ思ひです。ですから、おっしゃるようなネガティブな面だけではないと思ひておりまして、ここは見解の相違があると思ひています。

- **原科議長** 審査諮問機関ということで諮問しますが、カテゴリ分類、緊急の理由、実施する手続きの三つ書いてあります。緊急の理由を諮問するというよりも、緊急の判断が適切かどうかを諮問するという表現のほうがいいのではないのでしょうか。理由だけだと、答えが先にありきで、いつも合わせるようになってしまいますから、その判断が適切であることを判断してもらうほうがいいのではないのでしょうか。緊急の理由ではなく、緊急の判断という表現に変えていただきたいと思ひます。ほかにありませんか。
- **森嶋委員** これからのJICA事業で大事な役割を果たすことになる「審査諮問機関」が文書で急に出てきているのです。後ろの11ページにこの説明がありますので、これを

前に持ってきてはどうでしょうか。

- **原科議長** では、審査諮問機関は、定義にも書いておかないといけないですね。
- **森嶋委員** 12ページの2.4の1に書いてありますので、このところで書き込んでおかないといけないのではないのでしょうか。
- **原科議長** 審査諮問機関というのは、定義を加えるときにも要るのではないのでしょうか。そうすれば先に。

どうもありがとうございました。それではここまでのところはよろしいでしょうか。

では、11ページにいきます。「Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス 2.1 情報の公開」、この部分はいかがでしょうか。松本郁子委員どうぞ。

- **松本郁子委員** 先ほどの原則のところの重要事項の意見と重なるのですが、基本的な情報公開に関しては、相手国が主体的に行うことを原則とするということがきちんと書いていますので、この表現の中で、すべて「相手国政府に働きかける」というふうに表現が変更されている語尾があります。これは当然、主語はJICAですので、後ろの「相手国政府に働きかける」という表現は、この場では必要ないのではないかと考えます。
- **上條** 「情報の公開」の特に7番と9番では、ここをもし「働きかける」をなくしてしまうと、情報の公開を相手国政府が行うのではなく、JICAが全部行っているようなことになってしまうと思います。もちろん、JICA自ら行うということを2番でいっているわけですが、例えば7番で「ステークホルダーとの協議を行う場合において」と書いてある文章で、「相手国政府に働きかける」という言葉をなくして「情報公開を行う」だけにしてしまうと、主体者が相手国政府であるということが分からなくなってしまうと思うのです。

9番もそうですが、相手国の公用語にすることや、相手国の中で文字が読めないようなかたがいたとしたら、そのかたがたに理解できるような様式で資料を作るということでも、これらは相手国側が行うことで、その中でJICAが必要あれば支援するということだと思うのです。そこをJICAが「情報公開を行う」としてしまうと、相手国側は何も行わずに済んでしまうということになってしまうと思うのですが。

- **松本郁子委員** ですから、フォローアップ委員会といいますか、作るときに随分議論をしたと思いますが、だからこそ、いちばん上に「情報公開は相手国政府が主体的に行うことを原則とする」という言葉をきちんと入れたと思うのです。

7番に関しては、わざわざ情報公開をJICAが相手国政府と共同で行う。JICAだけが行うというよりも、そもそも相手国政府ときちんと一緒に行うことが重要だということ随分議論したと思います。そういう表現を入れているわけですが、これを取って「相手国政府に働きかけをする」という表現だけになっています。

先ほどの上條さんのご説明ですと、働きかけをするけれども、本当にだめな場合は支援をしないという方針をいちばん最初に議論していただいているわけですから、毎回毎回働きかけるというよりも、このプロジェクトの中で出てくる情報公開というのは、当

然、いちばん最初の段階で相手国政府と合意をされるのだと思います。そんなときに、毎回毎回、相手国政府に働きかけをしたうえでないとなんか公開はできないのかということになってしまうと思うのですが。

- **原科議長** 今のご意見いかがでしょうか。川村委員どうぞ。
- **川村委員** 実はこの点は情報公開、ステークホルダーとの協議、あるいは環境社会配慮の項目すべてに関係するのかもしれませんが、まず、始めにプロセス全体を相手と合意するということがあるわけです。でしたら、それを初めに一括して書いておいて、次のようなことが実現できるように相手国政府と協議し、枠組みについて合意をするという規定を始めにする。その実現する中身を、情報公開のところ、ステークホルダーとの協議のところ、配慮の項目のところに書くという構造にすれば、向こうも始めに合意があるのだということがはっきりしていいのではないかという気がするのです。
- **原科議長** そうですね。確かにここを書いてしまうと、消極的な印象を与えるかもしれませんね。
- **川村委員** 例えば、新たに2.1として新たな項目を立てて、環境社会配慮のプロセスについては、事前に相手国政府と協議し、その実施の枠組みを合意するみたいな形にして、その細目は情報公開、ステークホルダーとの協議、項目、環境諮問機関への諮問であるというようなものはどうでしょうか。思いつきですが。
- **上條** 今の協議するというのは、2.1の3で、枠組みを作るということは書いてあります。ですから7～9で「働きかける」という言葉遣いをしないような工夫の表現をしたほうがいいのではないかということでしょうか。
- **原科議長** 2.1の3に書いていますね。
- **川村委員** そのとおりなのですが、よく考えれば、始めに協議して合意しなければいけないというステークホルダーの協議は、2.2や2.3にもかかわることです。しかも、事前に行わなければいけないということで考えるなら、順番としては初めに出てくるほうが時系列的に分かりやすいかなということですか。
- **原科議長** 今の趣旨であれば、この場所でもいいのではないですか。ですから、そういう意味でいうと、全体を眺めますから、7番と9番の項目で、「行う」で切っても差し支えないように思います。「働きかける」というと、そこでトーンダウンした印象を与えてしまいますから。今のことは担保されています。どうぞ。
- **富本** それでは7と9については、元に戻していただいて。ただし元に戻して7のところは、「相手国政府と共同で」という文言を残すという趣旨にさせていただいて、「働きかける」というのは削除するということがいかがでしょうか。
- **原科議長** よろしいですか。よろしくない。よろしいですか、皆さん。
- **松本悟委員** でしたら、9番にも「共同で」という文言を入れたらいいかなと思います。自分でトーンダウンしてどうするんだということもありますが、実際には相手国政府にこれを行ってくれと協議して約束している場合があります。必ずしもJICAが行ってお

らず、相手国政府が行っている場合が現実にある以上、これは双方でケアしたほうがいいと思います。

- **原科議長** 文章を確認しましょう。7番はどういう直しになりますか。富本委員、お願いします。
- **富本** 元の文章に戻していただいて。情報公開を・・・。
- **原科議長** 削除した部分に戻すのですね。
- **富本** はい。それから、9には「相手国政府と共同で」を入れます。
- **原科議長** それを追加するという、同じ表現。それでよろしいですか。そういたします。では2.1「情報の公開」に関してほかにありますか。よろしいですか。松本郁子委員どうぞ。
- **松本郁子委員** 2点あります。一つは2.1の2「関連する法律をふまえ」となっていますが、当然、いわゆる情報公開法に基づいてというより、積極的にJICAが情報公開されることをここで述べていच्छやるのだと思いますので、この情報公開の項目で「関連する法律をふまえ」という表現を必ずしも入れなければいけないのかと考えています。
それと8番では、ここでの情報公開が「最終報告書を公開する」となっていますが、最終報告書しか公開しないということに、何か変更されたということなののでしょうか。
- **原科議長** 2点あります。まず、「関連する法律をふまえ」というのはなくてもいいのではないかということですが。
- **上條** ただ、ここはもちろん情報公開法など、そのような趣旨にちゃんとのっとなって行うといっている趣旨です。ですから、何かを行わないという意味ではなく、行うということをより明確にしているつもりです。
最終報告書というのも、「閲覧に供する」というものは、もちろん調査の各段階で出てくる報告書も閲覧しても全く構いませんが、図書館や事務所で最低限行うものは最終報告書だと思って書いたのです。何を閲覧するのかというものを書いたほうがいいと思ひまして、何をというものが書いていないと、「閲覧に供する」といっても何を閲覧に供するのか分からないので。では、「関連する報告書」などにしたほうがいいですか。
- **松本郁子委員** はい、そうです。
- **原科議長** 「関連する報告書」ですね。
最初のほうの「関連する法律をふまえ」という表現はあってもよろしいですか。どうでしょうか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** これは日本の法律ですか。あるいは、現地側の情報公開法を意味しているのか、そこによっては随分立場が変わってきますが。
- **上條** 今、想定しているのは、独立行政法人に係る情報公開の法律ということです。
- **作本委員** 日本の法律ですね。そうであれば、なくてもいいのではないのでしょうか。
もし日本側ですと、これも相手国政府と協議というか、話し合うということになってしまいますので、日本の情報公開法をここで出してしまうと困るのではないのでしょうか。

その辺の調整が必要ではないかと思えます。

困るというのは、私はそうしてほしいのです。日本の情報公開法にのっとってということを行うと、そのうえでさらに相手国政府と協議するわけですね。ですから、第一段階として、大枠のところ、日本国の情報公開法に関するところで範囲を設定して、それを相手国政府と再度協議して狭めていく可能性もあるということなのではないでしょうか。

- **澤井委員** 日本の情報公開法でも、妥当な理由があれば情報公開しなくてもいいということは担保されています。それは相手国の不利益や幾つか正当な理由がある場合ですが、JICAが自ら情報公開する場合でも、そういう理由が明らかな場合はしないだろうと。その意味で、そういうことをふまえてJICAは行うのだと私は理解しています。
- **原科議長** そういうことだと思います。法律で守るのは当たり前ですから、あえて言うのは変です。
- **澤井委員** あえて言うかどうかは別なのですが、あったほうが明確ではないかと私は思います。
- **原科議長** 情報公開法の6種類の法律に関しては、極めて限定的ですが、非公開の部分が例外的にありえます。それをきちんと行わない場合には、当然、異議申し立てができますから、そういう歯止めがあったうえで行ってくれますが、原則は公開ですから。例外的にありうるというのはおっしゃるとおりです。

ですから、あえて言うとかえってややこしくなります。もともと、この部分はありませんでしたし、なくても当然です。
- **澤井委員** 当然なのですが、これは途上国のかたたちにも理解してもらわないといけない話ですから。
- **原科議長** それは途上国でも当たり前ですよ。途上国の大概の人も、それぞれの国での法律を守ります。
- **澤井委員** あったほうが、よりクリアではないかと思いますが。
- **原科議長** あった場合、むしろ日本の法律をふまえていっても、その考え方を途上国でも適応すると誤解を生むのではないかというのが作本委員のご意見なので、それでしたらないほうがいいと思いますが。田中聡志委員どうぞ。
- **田中聡志委員** 私の印象ですが、日本の情報公開法は基本的には開示請求に対する開示を定める法律ですから、それをここに引用すると、ここで議論してきた情報公開ということの意味と恐らく随分違ってきます。そうはいつでも、その中で、まさにおっしゃったように非開示にできる要件や参考にできることはもちろんあると思いますが、議論の範囲が全く違うのではないかということです。つまみ食いに参加したいところはもちろんあると思いますが、法体系全体をここでふまえるというのは、少し違うのではないかという気がします。
- **原科議長** どうでしょう。最初の形のほうがいいのではないのでしょうか。鈴木課長、どうぞ。

- **鈴木** 個人情報保護法などいろいろな法律ができていますが、人によっては非常にその辺の認識が薄いというところもあったりします。やはり、こういうものもちゃんとふまえるというところがある程度明示されたほうがいいのではないかと思うので、入っていたほうがいいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。
- **川村委員** やはり法律というのは、当然守らなければならない必要最低限を定めているわけですし、むしろこのガイドラインはそれだけでは論じられないからこそ、積極的にこういう部分になるべく努力するのだということも含めて書いているのだと思うのです。
法律を守らなければいけないという啓発をしなければいけないのは当然で、それは別途、組織体の法令遵守の問題として一般的に行ってもらっただけの話であって、ガイドラインに入れる理由にはならないと思います。やはり、法律というのは必要最低限、ガイドラインはそれ以上いくものであるという考え方で、ないほうがいいと思います。
- **原科議長** 両論出ましたので、困りましたね。法律を守るのは当たり前だから書かなくてもいいと私は思います。あえていうと、人を殺してはいけないという法律を守りなさいと、当たり前のことをいちいち言いますかということです。
- **松本郁子委員** 繰り返しになりますが、先ほど田中委員がおっしゃったように、JICAのガイドラインの中では、情報公開請求がなくても積極的に行われる情報公開のことをここで語っているわけですから、やはりここで法律をふまえるという表現は不適切というか。
- **原科議長** 誤解を招くおそれがありますね。
どうでしょう、いろいろ解釈が生まれてきますが。
- **田中聡志委員** もし JICA がおっしゃるようなことをどうしても盛り込みたいのであれば、何か関連する諸法令に定められた原則や考え方を十分に参照するというくらいのことではないかという気がします。
- **鈴木** 今、田中委員のほうから非常にいいアイデアを頂いたので、それでどうでしょうかという私のほうからの提案ですが。
- **原科議長** 私はそこまでというか、どうなのでしょう。田中委員のご提案なのか、いや、そこまでは必要ないとご自身でおっしゃったのか分かりませんが。松本郁子委員どうぞ。
- **松本郁子委員** 今、田中委員がおっしゃった趣旨というのは、情報公開のところそういうものを入れるのか、ガイドライン全体のところにそういう文言を入れるのか、はっきり分からなかったのですが。
- **田中聡志委員** 全体に入れてしまうと、ほとんど意味のないことだと思いますが、特に情報公開について非常に気になることがあって入れ込みたいという意志があるのであれば、情報公開については書くことも意味がなくはないのかなというくらいのことで、全体にわたって諸法令の原則を参照するというのはほとんど意味がありません。
- **原科議長** 当たり前のことです。それを書くと、どういう意味があるのだろうかということになってしまうのです。いろいろ書くと消極的な印象を受けますが、いいのでしょうか。

か。吉田委員どうぞ。

- **吉田委員** 13ページの2.6に「参照する法令と基準」とあるから、ここであえていわないで、このところをいいたいければ、そこで何か入れていったほうがきちんと整理できるのではないのでしょうか。
- **原科議長** 今の吉田委員のご意見、いかがでしょうか。

時間がだんだん迫って、あと6分になってしまったので困りましたが、どうでしょうか。富本委員。
- **富本** 今の吉田委員のご意見でよろしいのではないかと思います。いわゆる関連する法令、例えば、個人情報や人権にかかわるものについては、そういう整理が当然のことながら前提としてあるということ、関連する法令のところでもふまえていただくという趣旨をどこかで明記されればいいのではないですか。
- **原科議長** それではそのようにしましょう。よろしいですか。この部分は修正文を削除して、元に戻していただいて、その代わり2.6で今のことを付け加えるということです。

情報の公開でほかにありませんか。あと時間が6分ですので、ここで1回打ちきりましょう。ステークホルダーとの協議の前で止まります。

きりがいいといっても、今のペースでいくと時間をオーバーしてしまいますので、延長してもよろしいですか。では、20分くらい続けて2.7まで行きます。それでは2.2をお願いします。
- **田中研一委員** ステークホルダー協議のところ、先ほどから「相手国政府に働きかける」という言葉を全部直しましょうということでしたので、例えば4～5の「ステークホルダーとの協議を行う」前に、「相手国政府と共同で」という言葉をきちんと入れておけば誤解はないと思います。
- **原科議長** 「働きかける」という表現ではなく、先ほどの上と同じような形ですね。最初に手続きをちゃんと定めておいて、次のところの表現はちょっと変える。
- **田中研一委員** 「JICAは」で始まっていますので、その以降もずっとステークホルダーとの協議のところは、「相手国政府と共同で」というのを入れておけば間違いないと思います。
- **原科議長** 今のご提案の趣旨で直していただくということによろしいですか。よろしいですね。

ほかにありませんか。松本悟委員どうぞ。
- **松本悟委員** 3～5についてはそれでいいと思いますが、2はこれはくどいのではないかと思います。すでにいろいろなところで書いてありますから、改めてここに要らないと思いますし、要るのであればまた同じものを入れるということで、いったん・・・。
- **原科議長** そうですね。これは要らないですね。前にありましたね。
- **松本悟委員** 1番目についても、これでもいいのですが、先ほどの議論を考えれば、前の情報公開の2.1の3にあるような「相手国政府と協議し合意する」を入れておくこと

によって、相手国のことはちゃんと尊重しますという姿勢が表れると思いますので、同じような「協議して合意する」という文章をステークホルダーのところにも挿入したらいいと思います。

細かい点では、「環境社会配慮の実施に向けた適切な合意形成」。これは、少し分かりませんが。

- **原科議長** これは先ほどの趣旨と同じようなことで直します。

それでは2番目のところに、田中研一委員もおっしゃったように、手続きについて明記して、3～5まで「働きかける」という表現はやめるということにいたしましょう。

2はダブりますから要らないですね。

- **上條** 実は、この「責任を持った発言が強く求められる」というのが原案に入っていたのです。ですから、そのまま差し替えておいたのです。ただ、そういう表現自体も要らないということであれば、2.2の2というものの自体をなくしてしまってもいいと思います。

- **原科議長** そうですね。入れ替わりで今のところを定めてください。ほかにありませんか。具体的な、建設的なご提案を頂いたので早く終わりました。

2.3では、直しは「地球温暖化」だけを加えましたね。

あと2.4、富本委員どうぞ。

- **富本** この点については、先ほども申し上げましたが、審査諮問機関、あるいは審査体制について、今回ご提案する予定でしたが、現在、JICAは4月1日に組織改編をすることになるので、現在ある部を相当変更します。方向としては、これまでスキームごとにあった部を、課題部という形で整理したり、地域部も4部体制から5部体制にすることがあります。また、新理事長のイニシアティブで在外主導ということで、在外に相当権限や責任を委譲したりします。

その一環として、審査部局の設置と、審査諮問委員会、あるいは作業監理委員会と国内委員会、管理委員会等との関係とも議論していますので、次回、この点については詳細にご提案させていただきたいと思っています。

もし、申し上げるとすれば、企画・評価部の中に審査室を設けて、それとともに課題部や地域部、あるいは在外事務所に審査主任のようなものを置き、審査体制を補充したいと思います。また、担当役員を置いて、責任を持った体制にしたいと考えています。

諮問委員会については、この表現をふまえたうえで、より具体的な審査項目、あるいは委員の選定方法の条件などについても、ご提案させていただきたいと思います。また、今日は田中さんがいらっしゃいますが、国際協力専門員によるアドバイザーグループということも考えています。

- **原科議長** 分かりました。審査諮問機関に対して、今、JICAでの検討の状況についてご説明いただきました。これも含めまして、何かご質問はありませんか。この部分はよろしいですか。

では、13 ページにまでまたがっておりますが、2.4 について。川村委員どうぞ。

- **川村委員** 2.3 に戻りますが、具体的な提案というより確認ですが、関西などで議論をしていると、定義の部分がずれているというか、こっちのほうが随分詳しくなっています。その結果、定義だけを読んでいると、非常に弱いのではないかという意見が出ているのです。6 ページの 1.3 の 1 「『環境社会配慮』とは」というところで、「非自発的住民移転、先住民族等の人権尊重」と簡単に書いていて、一方、2.3 の 1 では「ジェンダー、子どもの権利」が細かく書かれています。これはどう考えたらいいのでしょうか。

普通、定義するところできっちり書いていて、あと出てくるときには、それほど細かく書かなくてもいいようにするというのが提言の趣旨なのかと思うのですが、そう考えたら逆にになっているような気がします。

細かく見れば、ここは項目であって、こっちは定義だからということなのでしょう。その辺の整理だけしていただければと思います。

- **上條** これは JBIC のガイドラインの書き方を参考にしています。「環境社会配慮とは」という書き方は、JBIC のガイドラインにも書いてあり、実はそのまま同じセンテンスなのです。機関が違うから意見が違うということはないだろうという判断で、同じにしています。JBIC の書き方でも、後で詳しい項目が出てきますので、それをまねしているのですが。

- **原科議長** これでよろしいと私は思いますが、いかがですか。富本委員どうぞ。

- **富本** 言いましたとおりです。定義のほうはできるだけさっと分かるような形にして、項目で詳しくということにする。

私がここでちょっと気になっているのは、社会的弱者の中に障害者のかたのことも言及していただきたいと思っているのです。NGO のかたがたの利益団体というのはあると思いますが、障害者の話がなかなかありません。JICA は、私もアドバイザーで課題チームを作っているのですが、最近、世界銀行がインフラについて、インフラと障害者の関係、いわゆるバリアフリーやユニバーサルデザインといった話などを始めており、こういった動きと共通で合わせたいと思っています。いろいろ障害の内容は違いますが、ぜひ、障害者という表現を入れていただきたいと考えています。

- **原科議長** 障害者にも配慮すると明示するのは、定義の部分ですか。それとも項目のところですか。

- **富本** 項目のところがいいと思います。

- **吉田委員** これは先ほど鈴木課長とお話ししていたのですが、途上国の人たちがいろいろな機関のガイドラインを並行的に使わなければいけないということもあって、また、我々も聞かれたときに説明したいということで、ほかの主要な援助機関の環境社会配慮ガイドラインと、我々が議論した主な論点ではどこが違ってどこが同じなのかという簡単な表ができつつあるとか、できたなどという話を聞いたものですから、ぜひとも委員

会でそれをシェアしていただきたいと思います。それをガイドラインにつけるかつけな
いかは、また別の問題として、非常に興味がありますのでよろしくお願いします。

○ **原科議長** そうですね。できれば理解を促進するためにつけても悪くないですね。今の
件いかがでしょうか、鈴木課長。

○ **鈴木** 今、吉田先生から言われたのは、2月頭に在外事務所長が、在外主導体制を強化
するための話し合いを東京で行いました。その際に、実際のところ事務所の者が、途上
国の政府のかたやそのほかの皆さんに説明するというところで、恐らくそういう問題を
聞かれるだろうなということがあったので、日本の主要な、いわゆる JBIC との違いや世
銀との違いなど、その程度の軽いものなので、今おっしゃったように各国ほかのとい
うところまではまだ進んでおりません。それはおいおいということで、その一枚紙くらい
であれば、とりあえず用意はできます。

ただ、考え方としては、例えば、FAQ のようなものを作りますから、そちらに入れる
という感じになるのかと理解をしましたが。

○ **原科議長** 一枚紙だけでも、次回、資料としてお願いして、対応の仕方は FAQ で対応す
るかどうか、また考えて行いたいと思います。

それでは、2.4「審査諮問機関への諮問」までの部分で、ほかにご意見はありませんか。
よろしいようでしたら、12 ページ下から 13 ページかけて、カテゴリ分類がありますが、
ここでは特に修正点はありません。

それでは 2.6「参照する法令と基準」はいかがでしょうか。この部分は先ほど、吉田
委員からのご指摘で、2.1 の 2 で議論した「関連する法律」という部分は、2.6 に加えた
らいかがだろうということで、対応していただくことになりました。ほかにあります
か。

2.7「社会環境と人権への配慮」です。この部分には修正が入っていますが、いかがで
しょうか。川村委員どうぞ。

○ **川村委員** 「国際的に確立した人権基準を尊重する」というのが、幾つかの理由で外れ
たわけですが、コメントを見ていると、一つは明らかに、こういう文言が入ってしまう
と JICA が人権基準を尊重するための機関として動かなければいけないのではないかと
いった期待をしているかたがいて、そうされてしまったら困るという側面があったのか
と思います。それは、確かにそういう期待はされてはいけないとは思いますが。

ただ、一方で「社会的弱者を含む多様な人々の人権に配慮する」という形で大ざっぱ
に書いてしまうと、ではその中身は何なのかということが、逆に分からなくなっていま
す。もう少し基準を明確にするべきだという意見も中にはあったかと思うのですが、
むしろそれに対しては、ますます曖昧になってしまうということがあると思います。

ですから、誤解されない形で、一定の基準を参照するのだということはいっておいた
ほうがいいのかと思います。事実、JICA のセクター別ガイドライン、女性のジ
ェンダーのものなどを見ていると、国際的ないろいろな宣言や条約を参照にしながら分

析や評価をされています。現実、そういう形になる以上、やはりそれを生かしたような表現にしたほうがいいのではないのでしょうか。

では、どういう表現がいいのかということでは、「関連する国際的に確立した人権基準を尊重する」みたいな表現で、人権基準を何でもかんでも扱うのではないということをはっきりさせるといことが一つです。もう一つは、「国際的に確立された人権基準で示される原則を尊重する」、または「参照する」といった表現です。

幾つか方法はあると思いますが、JICA が勝手に人権を決めつけているのではないということを示すために、「国際的に確立された人権基準」という表現を入れておいたほうがいいと思います。

- **鈴木** 「確立した」という言い方をした場合に、国連等の議論等で、必ずしも一致していないこともあるという場合なども想定されます。この辺の趣旨は、例えば、この委員会でも、批准している、批准していないという話は結構重要ですよというお話が過去にあったと思います。ですから、趣旨としては、国別報告書というのは、実際に条約に基づいて出さなければいけないものなどが入っているという理解でいいと思いますし、人権関連機関の情報という形でもカバーしていると思いますので、JICA が実務的に動けて抑えるというところはこの辺という理解ではまずいでしょうか。

また、マイノリティなどいろいろな形で書いたほうがよりいいということですが、さらに、ではこれは書いてないと入っていないのですねという話になるよりは、どちらかという、社会的弱者という言い方でくくって、マニュアルなどで皆さんからご指摘を受けたものでチェックが必要だということ、私たちが実務で見えていくということにするということでは弱いという感じなのではないでしょうか。

- **川村委員** 「社会的弱者を含む多様な人々の人権」というのは、これはこういう表現でもいいのかなという気もしますが、特に開発プロジェクトになってくると、先住民族や女性、子どもなど出てくる人たちがいますね。それは入れておいても、より明確になっていいのではないかという気はしています。

基準ですが、「国際的に確立した」という表現が強すぎることであれば、もっと簡単に「国際的な人権基準」にしても構わないと思います。どのみち、国別報告書人権関連機関の情報を入手するということであるならば、そういう部分は参照するということですね。でしたら、書いておいても特に問題はないのではないかという気はするのですが。

- **原科議長** 今のご意見で、社会的弱者のところのともとの文章は、「この際、女性、先住民族、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権」です。ですから、女性、先住民族、マイノリティの三つくらいは入れて、「など社会的弱者」という表現でもいいのではないかということですね。
- **上條** ここは人権にご関心のあるかたからいろいろなコメントを頂いた部分です。私も案を作るときに不勉強だったせいもあって、何の問題意識も感じていないところもあったのですが、人権基準とは一体何なのかと聞かれてしまいました。何の条約を指し

ているのですか、どの条約が入って、どの条約が入らないのですか、そこに入るものと入らないものがあるのですかという質問も受けました。これは私たちも困ったなということがありました。

これはガイドラインなものですから、自分たちができることを明確に書いたほうがいいだろうと判断したのです。そこで2.7の2の「国別報告書・・・把握に努める」というのは行えることだと。勉強した結果、いろいろなかたのアドバイスも頂き、地域ごとに四半期報告が出ていると教えていただいて、ちゃんと読んで注意する情報はうちの組織として整理することはできるだろうと。あとは、情報の公開をしながらいろいろな人の指摘を受けるような形をしよう、それはできると思ったのですが、そういうことを実際行うとなったときに、どういう言葉を第一文として書いたらいいのだろうか。

やはり条約の解釈を求められてしまうなど、その辺までは JICA ではできることではないと思います。「人権基準を尊重する」という言い方をすると、そういうことまで求められるのかと、私たちは判断しました。ですから、正直に言えば、できたら「人権基準」といった言葉は使いたくないなと思ったのですが。

- **原科議長** 「人権基準」に対しては、今おっしゃるご説明でなかなか難しいということですね。もう一つの「社会的弱者」という表現は、少し具体例をくっつけて表現してもいいのではないかとということもおっしゃったのですが、その辺はどうですか。
- **上條** そこも「女性、先住民族、マイノリティ」、この「マイノリティ」というのは、何を指すのかということが、勉強しだすとどんどん大きくなってしまいます。マイノリティという言葉を入れて、マイノリティって何ですかという質問をされると、それもまたなかなか大変でして、そういうことも考えると、やはり慎重な言葉遣いになって、それが漠然過ぎると言われてしまうのですが、漠然とした言葉で何とかならないかというところがあります。
- **原科議長** 「社会的弱者」も漠然としていますからね。これはこの表現でよろしいですか。作本委員どうぞ。
- **作本委員** 今のこの人権というのは、目玉になっているところです。冒頭の理念でも、「世界人権宣言は」と明確にうたっていますので、人権の流れを受けた形で、ここに一言入れておく必要があるのではないかという気がします。

ただ、入れ方について、「社会的弱者」というのはどこまでかとなった場合、途上国はすべて貧しいのだと、先進国から見て途上国自体が全部弱者に見えてしまうわけです。

「社会的弱者」は先進国では使い慣れている言葉ではありますが、どうも現地では意味をなさない言葉ではないかという気がします。

そういう意味では、川村委員のお話のとおり、原文の中で気になる箇所があるのなら、それを落とすという形で、むしろ「国際人権規約」という言葉を残したうえで、「国際人権規約をはじめとする国際的な人権理念を尊重する」と。「理念」という言葉で抽象、曖昧になりますし、「尊重する」というのはある意味ではプログラムの的中身を全部守ると

いう意味ではありませんが、JICAとしては、こういう高い高邁な理念を取り入れるという姿勢を打ち出す必要があるのではないかと思います。

その次の「この際」という項目は、むしろアジェンダ 21 等で取り上げているような、向こうで使っている言葉を並べるという意味合いで、そこには「女性、先住民族、マイノリティ」という言葉が入っていたと思いますが、言葉遣いを気をつけて並べれば、それでむしろ具体的に入れることが途上国らしさを示しているのです、私は旧文をベースに修正する形を希望したいと思います。

- **富本** 時間もあれですので、打開策ですが、ここはやはり JICA としても重要視しています。そういう意味では、今の川村委員や作本委員のご意見を伺ったうえで、もう一度修文を試みたいと思います。どの程度のものになるかは分かりませんが、こちらとしても、どこまでできるかということ責任を持って示したいと思います。時間もありませんので、次回ここだけを再度ご提案させていただくということによろしいですか。

JICA はあまり考えていなかったという発言をしましたが、実は一生懸命考えていたのです。ただ、JICA 的には内部の勉強がまだ足りないなど。人権の重要性については、もちろん認識していますが、こういった具体的な事業の中に人権をどう反映させていくかということについては、蓄積や勉強が足りなかったということも含めて、継続的に勉強していきたいと思っています。ここは慎重に行わせていただきます。

- **原科議長** JICA として新しいアプローチといいますか、重要なところですね。そういう意味で、最後の表現が「人権の状況の把握に努める」で終わっているのです、把握するだけで終わってしまうというのは物足りない感じがします。これは把握して、支援にも反映させるということが分かるような表現にしていきたいと思います。それでは修文よろしく願いいたします。田中研一委員どうぞ。
- **田中研一委員** 2.7 の 1 の最後のほうです。JICA が主語ですので、特別な配慮を具体的に書いていますが、ここも「相手国政府と共同で、情報公開やステークホルダーとの協議を進める」としたほうが良いと思います。「慎重に」は要らないと思います。
- **原科議長** 「慎重に」の代わりに、「相手国政府と共同で」ですね。今の件はよろしいですか。
- **川村委員** 「慎重に情報公開やステークホルダーとの協議を進める」という表現だと、どういうふうに慎重になるのかがよく分からなくて、問題があるところでは、では情報はなるべく出さないようにしようという見方も確かにあると思います。むしろ、このアンダーラインの部分を取ってしまって、「特別な配慮」にしてしまう。あるいは、「十分な参加が確保できるよう、特別な配慮を行う」というように、目的をもう少しはっきり書くような形にしたほうが良いのではないのでしょうか。
- **田中研一委員** それはまた JICA 内で修文は考えると思いますが、その意味で、「慎重に」が両方にとらえられるので、むしろ「慎重に」という言葉がないほうが積極的なイメージが出るのではないかと思います。

- **原科議長** ただ、「相手国政府と共同で」という表現になると、「表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業」と、相手国政府自体がそういうことを生んでいるわけですから、「共同」としてしまうと、それに協力することになってしまうのではないのでしょうか。これは趣旨が合わないですね。
- **田中研一委員** ただ、最終的には相手国政府と共同でできないようでは、今までも議論しましたが、プロジェクト自体が動かないということになってしまいます。ここはやはり、相手国政府と共同でステークホルダー協議を行いますとずっといつてきておりますので、そのように書いたほうがむしろよろしいのではないかと思います。
- **原科議長** ただ、権利が制限されている地域も同じように考えてよろしいのでしょうか。今の議論と合わないような感じがしますが。松本悟委員どうぞ。
- **松本悟委員** その懸念は私も持ちます。ただ、この委員会でも出しましたが、そういう国でも、ミャンマーのILOの調査のときには、大変慎重な調査をして、そのときもやはり軍事政権に理解、合意を取りました。
つまり、現地に行くときには護衛をつけてはだめです。ビルマ政府には日程は教えないなど、そういうものはすべてビルマ政府に合意を取って、そのうえで調査をしています。それをしないと確かにできないと思います。
ですから、「共同で」というのではなく、むしろ、そういう自由が制限されているとはいえ、相手国政府の理解を得るということは必要だと思うので、「相手国政府の理解を得る」ということは入ってもいいと思います。この場合の特別な配慮というのは、恐らくJICAが中心となった配慮だと思います。つまり、常に相手国政府と一緒に行うという姿勢ではなく、この場合は、JICAがかなり中心的な役割を担って配慮を行わないと、こういう混乱は乗り切れないと思うので、その辺り、相手国政府の理解は得るといふ文言は入れてもいいですが、「特別な配慮」の内容というのは、JICAが自主的というか主導権を執って特別な配慮をするということイメージしています。
- **原科議長** なるほど。そうすると、「相手国政府の理解を得て、情報公開やステークホルダーとの協議を進めるなど特別な配慮」というような表現なら、田中研一委員がおっしゃった趣旨に合うと考えてよろしいですか。では、そうしましょうか。
- **松本悟委員** そこで「JICAが主体となって」ということを。
- **原科議長** 理解を得ているということは、主体ということは入ると思います。
- **松本悟委員** 主語がJICAになれば、それは。
- **原科議長** JICAが主体ということではないですか。そんな感じがしますが。
それでは時間も来ました。予定時間も20分過ぎていますので、この辺で今日の部分は打ちきります。2.7は文章も直していただくということですので、次回は2.7から改めて再スタートしましょう。
そこで、次回は3月3日に予定してまして、次の段階である今日の検討を直したフィードバックということでしたが、今日の分が途中ですので、さらに一度会議を増やさ

ないといけないと思います。事務局に日程をいつ取れるか伺ったところ、3月8日、月曜日ですね。3日のあと8日と、2回になります。

3日で頑張っただめなら8日という話もありますが、それでいきますか。ただ、流れとしておかしくないでしょうか。3日というのは、今日全部終わって、それをフィードバックしてレスポンスですから、レスポンスがなくなってしまいます。それは無理です。ですから、3日と今日で今日の予定分が終わって、それでフィードバックして、8日にレスポンスです。5日あればフィードバックできます。よろしいですか。そうすると、3日は予定どおり14~17時、市ヶ谷の国際協力総合研究所で行います。

今、事務局から調べていただいたものは、3月8日ですと、国際協力総合研究所(IFIC)で午後の時間帯、2時からではどうでしょう。最終回はそんなに時間は要らないですか。1時スタートで、長めに取っておいたほうがいいですか。早く終わったら早く終わったでいいですから。

難しいですか。皆さん、まず、8日でいいかどうかです。

では、今日の続きを行うのであれば、3日の前に行くほうがいいということで、23日はどうでしょうか。来週は全然だめですか。

今週はどうですか、土曜日など。木、金は不可能です。多分、JICAの作業の段取りでは、今日終わってフィードバックまで時間がかかりあるわけです。あまり遅らせると、作業段取りが狂ってしまうと思いますので、早いほうがいいと思います。土曜日はどうですか。あるいは、今晚など(笑)。では、土曜日でもいいですか。場所はどくなりますか。

○ **吉田委員** 3日ということで、かなりみんな燃えていると思います。それが、最後を急にずらすと、都合のつかない人が増えるような気がしますから、3日の前に何とかして、3日を終わりにしたいです。

○ **原科議長** 1日はどうですか。夕方だったらいいですか。では、1日の6時くらいでどうでしょう。

では、1日の夕方の6~8時。もう行うしかありません。そうしないと、3日に終わらなくなってしまいます。会場は急遽当たっていただくことにします。食事はどうしましょう。出ませんね。各自、食事は終わらせて来てください。

予定を30分オーバーしてしまいましたが、ここで終わらせていただきます。

○ **松本郁子委員** 前回のフォローアップ委員会の際に、JICAのガイドラインをふまえて、委員会の提案でもあった関係省庁がどういう対応をするのかということについてお話を頂こうという提案が出ていたと思います。それについて、次回か次次回、きちんとお話を聞く必要があるかと思いますが、それはJICAで予定を組んで案内などされているのですか。

○ **富本** 3日にはたくさん参加していただき、決意表明していただくよう努力したいと思います。ただ、今日の状態を見ますといかがかなという感じがします。国土交通省のかたは途中までおられましたが、外務省のかたや経産省、農水省のかたにも参加していた

だきたいと思っています。

- **原科議長** 1日は追加ですが、3日は予定していますからね。
- **富本** 課長レベルがお出になられるかどうかというのはありますが、できるだけ参加していただくよう働きかけたいと思います。
- **氏家委員** 今後は出られそうもないので、一言だけコメントさせていただきます。今後、具体的にどう行っていくかということが、非常に皆さんの関心事になっていくことになるかと思っています。実際、昨年の中くらいから新たな公示案件でも、新環境社会配慮ガイドラインを考慮して、というような指示書が出はじめています。また、オンゴーイングの案件でも、途中ででありながら、新たに新環境配慮ガイドラインに基づいた公開などを考えながら調査を行うということで、徐々に JICA のほうでも取り組みが始まっているというのが実状です。

ただ、そのような中でも、例えば原契約の中で、できる範囲で行おうとしたり、我々から見て実施部隊のほうと環境・女性課の中であまりうまく意見統一できないままに取り組みし始めたりしている部分も若干見受けられるかと思っています。

できる範囲から行うことは非常にいいことだと思いますし、コンサルタント側からもいろいろなアイデアを出したいと思っていますが、中途半端なままに行き、それが今後の事例の積み重ねの一つとなって、それが結果的に中途半端な形になること自体は、我々としても避けるべきであろうと思っています。今、徐々に取り組み始めた中から、何ができるか、またできないかということをご皆さんでいろいろ議論していただき、今後、本当に具体的にどのように行っていくかということ、より良いやり方を皆さんで模索していただければと思います。

現状として、そういう感じで始まっていますので、皆さん、よろしく願いできればと思っています。

- **田中研一委員** 今の点については、JICA の環境・女性課と各事業部は、毎週のように定期的に内部の検討会を持っています。今後、実務レベルで、実際にガイドラインをどういうふうな、特に開発調査ですとか、無償といったものに適応していくかということについては、社会開発調査部のほうで研究会をするという準備もしています。ご報告まで。
- **国土交通省国際建設課海外協力官 中村** 今日は、当日参加者として参加させていただいています。先ほどご提案があった3月3日の件ですが、具体的には外務省をはじめ、ほかの省庁のかたもおられるので、そういうところを見て最終的に JICA と調整することになると思います。

今、国土交通省から国際建設課長と国際業務課長が委員で参画させていただいておりまして、大変申し訳ないのですが、3月3日の週は2人とも海外出張になりそうな日程が入っていますので、今の段階でご参考までお知らせさせていただきます。

- **原科議長** 海外出張でしたら、どなたか代理のかたに書いたものでご説明いただけたらいいと思います。ご担当のほかのかたでもよろしいです。課長がいらっしゃらないので

あれば、やむをえないです。

- **外務省無償資金協力課 中村** 先ほどの関係省庁の決意表明という話に関連しますが、改定委員会の際に、無償資金協力についても環境社会配慮を含めたガイドラインを整備しろということでご提案いただき、現在、環境社会配慮を含めた無償資金協力の案件の選定から調査、実施、事後管理までのガイドラインを策定しています。

今、省内の手続きに入っており、近々、外務省のホームページに掲載するという形で広く皆様からのご意見を頂いたうえで内容を固め、4月1日からの試行に向けた準備を進めているところです。また、3月3日のときにでも、改めてご紹介させていただければと思っています。

- **原科議長** ありがとうございます。3日には、二つの省から情報提供していただけるということです。ほかの省庁のかたもよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、会場が決まりましたので申し上げます。3月1日午後6～8時ですが、場所は市ヶ谷、国際協力総合研究所（IFIC）で行います。

それでは、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

十三時三十分終了